

## 平成31年2月定例会 常任委員会

### 商労文教委員会

委員長名	矢吹貢一
委員会開催日	平成31年3月6日(水)、8日(金) 12日(火)、13日(水) 14日(木)
所属委員	[副委員長] 坂本竜太郎 [委員] 渡部信夫 大場秀樹 紺野長人 佐藤政隆 西山尚利 神山悦子 斎藤健治 西丸武進



矢吹貢一委員長

(1) 知事提出議案：可 決…27件

[※知事提出議案はこちら\[PDF\]](#)

### ( 3月6日(水) 労働委員会事務局)

神山悦子委員

労働委員の報酬減額について、労働相談全体との兼ね合いなのか、それ以外の理由なのか。

次長兼審査調整課長

労働委員の報酬については月額分と日額分があり、日額分は、実績に基づいて支払っている。

当初予算ベースでは不当労働行為事件、個別調整事件、研修会会議等への出席等を見込んで日額分の予算を組み立てていたが、今年度は不当労働行為事件と個別調整事件の申請件数が少なかったため、委員の実績分が大きく減った。

( 3月6日(水) 商工労働部)

神山悦子委員

商16ページ、イノベーション・コースト構想推進費について部長の説明があったが、少しわからない部分がある。

1のロボットテストフィールド整備等事業の減額理由と、4の福島県原子力災害等復興基金ロボット拠点勘定積立事業の仕組みを聞く。

ロボット産業推進室長

1のロボットテストフィールド整備等事業での18.9億円の主な減額理由は、福島ロボットテストフィールドの本館、すなわちメインの建物である研究棟の工事が建設市場の労働需要の急増によって3カ月程度遅延することが見込まれているためである。3月末の完成予定が6月末まで遅延することになるので、通常であれば支払う予定であった工事費用を一度減額し、当初予算で変更契約等を議案として提出する。

4の福島県原子力災害等復興基金ロボット拠点勘定積立事業についてだが、昨年の7月に開所したロボットテストフィールドにおいては、民間事業者等から得た使用料を原資にし、将来的にロボットテストフィールドで必要になる大規模な修繕や設備の更新に備えて、基金として積み立てるものである。

神山悦子委員

1について、当初予算に振りかえになることがわかった。

4について、原子力災害等復興基金に積み立てるとのことだが、これは商工労働部で所管している基金なのか。どういった仕組みなのか。

ロボット産業推進室長

この基金は企画調整部で管理しているが、その下にロボット拠点勘定を設置し、その部分は商工労働部で管理する。

神山悦子委員

将来必要な予算に対して積み立てしていくものと思うが、これは医療機器開発支援センターの事例を踏まえて、収入がなかなか見込めないことによるものと考えてよいか。

ロボット産業推進室長

この基金の設置目的であるが、これは設備を運営する上では必ず必要になってくる資金と思っている。

設備はいずれ劣化して故障する。故障のタイミングは、平均すれば5年や10年等、設備の耐用年数ではかれるが、施設についてはいつ壊れるかの正確な予想ができない。毎年の運営資金もあるが、それを上回る設備の故障や必要な改修はどうしても出てきてしまう。そこで安定的な経営のために、来月に直さなければ施設全体の運営がとまってしまうといった施設、設備についてこの基金を充てて修理していこうと考えている。

神山悦子委員

商17ページ、福島県原子力等復興基金立地勘定積立について聞く。これはどういったものか。目的は先ほどの基金と同じか。

企業立地課長

この基金は、基本的に補助金である福島産業復興企業立地支援事業の基金運用益を積み立てる勘定となっている。

この勘定については年間の運用収入に見合う額を見込んでいたが、補助事業の実施に伴い、当初見込んでいなかった運用収入の増加、事業者の財産処分に伴う返還金、さらに交付決定取り消し返還金に伴う加算金、延滞金の合計額を累計して、5億2,453万9,000円となった。

神山悦子委員

この基金の積み立てについて、これまでの考え方を踏襲しているのか。ロボットテストフィールド関係の基金についても同じ考え方か。

ロボット産業推進室長

委員指摘のとおり、このロボットテストフィールドを運営する上で必要な資金と聞いている。

神山悦子委員

さきの企業立地補助金の基金の関係で聞く。財産の処分とは何か。

企業立地課長

補助事業者が交付決定を得て補助金を受けた後に、整備した生産施設等で一部不用になったものがあればそれを処分する必要が生じる。その場合、県に対して財産処分の申請をしてもらい、残存価値部分について補助率で割り返した額を返還してもらう作業を行っている。

神山悦子委員

財産について具体的なイメージができないが、どういったものか。

企業立地課長

財産とは補助事業によって購入した機械や生産施設である。建屋の一部が入ることもある。特に生産施設については、経営環境の変化、例えば主要な客先や製造品目の変更がある。企業は常に動いているのでその時々で不用物も出る。不用物については正当な補助金の返還をした上で処分を認めている。

( 3月6日(水) 企業局)

神山悦子委員

企業13ページ、いわき四倉中核工業団地について聞く。

今回の契約によって分譲した面積はわかったが、残りはどうなるのか。それはどのくらいの規模を占めるのか。

経営・販売課長

局長説明のとおり、昨年12月にいわき四倉中核工業団地第2期区域の第1号の分譲契約締結があったところであり、面積としては約4haを分譲した。相手は横浜市に本社がある企業である。スマートフォン関係の需要が好調であり、もともとはいわき市好間に工場があったが、さらにいわき市四倉においても新規の工場を増設したいとのことで分譲契約を締結した。これによっていわき四倉中核工業団地の第2期区域は分譲率が23.4%となった。

残りは13.1haである。残りの区画全てについて具体的な引き合い企業が4社ある。これについては既に国の津波補助金の第8次公募に応募し全て採択を受けている。企業では現在具体的な補助金交付申請に向けて事業計画の詳細を詰めている段階である。

企業局としては一日も早く分譲契約の締結ができるように、引き続き働きかけを強めていきたい。

神山悦子委員

好間工業団地に進出していた企業が新しく増設する形になるとわかった。残った分譲地も引き合いがあって大体見通しが立ってくるとのことだが、それによる雇用は何人くらい見込まれるのか。

経営・販売課長

先ほど説明したのは昨年12月に立地が決定した企業だが、雇用としては地元から新規に70名を計画していると聞いている。

## ( 3月6日(水) 教育庁)

佐藤政隆委員

教5ページの退職手当について聞く。教職員の多忙化等が言われており、そういった関係で今回8億円ほどの増になっていると思うが、詳しい内容を聞く。

福利課長

退職手当増の原因についてであるが、当初予算策定時の想定よりも自己都合退職等の人数がふえてしまった。特殊要因としては、昨年度に国が5年に1度の退職手当の見直しを行い、本県においてもそれに準拠して減額改定を行ったが、昨年度内にいわゆる駆け込み退職などを想定し、今年度の退職手当額について少な目に積算した。結果としては駆け込み退職が生じる事態にはならなかったため、逆に今年度の予算が不足し、増額補正を計上することとなった。

佐藤政隆委員

国の制度による都合とのことだが、教員の多忙化にも鑑み、教員の総数の点では問題はないのか。

義務教育課長

教員の総数は不足していない。

渡部信夫委員

エアコンの件であるが、前倒しになるのは大変よいことだと思う。この予算の説明は教3ページであったが、これに係る繰越明許の説明は教32ページであった。予算と繰越明許の金額に差があったように思うが、どういったことか。

財務課長

教3ページでは8億3,215万円の増であり、繰越明許費では約9億2,000万円となっている。この差については、学校の空調設備の整備に加えブロック塀の繰り越しがあり、財務管理費では総額で8億5,622万2,000円の繰り越しとなる。

渡部信夫委員

教32ページの補正後の額が約18億5,600万円である。繰越前が約9億8,300万円なので、この差がエアコン関係になるのかと思ったが、今の説明だとプラス分はブロック塀関係とのことであった。そうすれば、今回前倒しによる8億3,000万円以外の差額はどの項目の繰り越しとして出てくるのか。

財務課長

特別支援学校の空調設備の整備について一番大きいものを説明した。補正後の額である18億5,622万2,000円と約9億8,300万円の差額は約8億7,000万円ほどとなり、先ほどの8億3,215万円と差があるが、それがブロック塀の部分である。

渡部信夫委員

前倒しで予算化することだが、実際には繰り越しになることがわかった。恐らくこの工事のほかに前倒し分があったと思うが、工事の時期は夏休み前でなければならないので、普通教室の工事であれば教育課程上問題が出るのではないかと。事業の実施時期はいつになるのか。

施設財産室長

今回計上している約8億3,200万円の予算は特別支援学校のエアコンの整備に係るものである。これは昨年の12月に設計の委託予算を計上しており、今回その設計に基づく工事費を計上した。これは国の制度の関係もあり、前倒しで予算を計上している。特別支援学校の整備については、生徒の状況などを勘案して設計を組んで工事をする予定である。

渡部信夫委員

前倒しになることはわかった。工事は夏の暑くなる前の予定であると思うが、具体的にはいつごろなのか。

施設財産室長

特別支援学校の空調整備については規模が大きく、騒音等に敏感な生徒もいることから丁寧な工事が必要となるので、そういったものを鑑みて設計を進めていく。その設計が済み次第工事の発注となるので、目安としては来年の夏に間に合うよう整備を進める。

渡部信夫委員

来年の夏ということは、2020年の夏の前になるのか。

施設財産室長

12月定例会でも説明したが、県立高等学校については発注を工夫することにより今夏に向けて整備を進めている。

ただ、特別支援学校については先ほど述べた要因により、まず設計を組んでから工事の発注となるため時間がかかる。

渡部信夫委員

そうすると、今回の補正予算は工事費ではなく設計費の部分であり、工事費の計上は再来年度になるのか。

教育長

説明が足りなくて申しわけない。

高等学校はエアコンの導入に当たって国の支援は全く受けられないが、特別支援学校については、小学校と同じように国の支援制度がある。これについては国で総理大臣まで巻き込んだ議論があり、補正の形でかなり用意してもらった。今回の補正に手を挙げると採択に間に合うので、今回は少し特殊ではあるが財源確保のために2月で補正をしたい。それを早速繰り越し形となり申しわけないが、今回は財源確保のために認めてもらいたい。

特別支援学校の工事がなぜ早く進まないのかとの指摘はもつともである。かなり平たく言ってしまうと、普通の高等学校では涼しくなればよいのであるべく急いでどんどん導入しようとしているが、特別支援学校の場合は部屋自体も特殊であったり、生徒がさまざまな事情を持っている。例えば、エアコンの音などにも配慮した形で十分な設計を組んで丁寧な導入が必要になってくるので、どうしてもこの夏に間に合わないケースが出る。教育庁としても精いっぱい急いで入れようとしており、新築する特別支援学校にはすぐに導入できるが、既存の特別支援学校についてはどうしても時間がかかる。ほかでこれだけ急いでいるのに何だという指摘はもつともだが、学校現場や保護者にも説明して理解を得ながら進めていきたい。

渡部信夫委員

今回手を挙げて予算を確保して繰り越すことになるが、来年度の工事費についても繰り越しの可能性があるのか。

施設財産室長

諸条件によっては繰り越しの可能性もあるが、あくまで来年度中には完了する見込みで進めている。

神山悦子委員

教3ページについてはわかったが、教15ページでも大規模改修に関する記載がある。教3ページの予算は何校分で、教15ページの予算とはどういった関係なのか。

施設財産室長

教3ページでは特別支援学校10校分を計上しており、教15ページではそれ以外を計上している。

そのほか、大規模改造工事を計画している大笹生支援学校と猪苗代支援学校の空調設置を予算として計上している。

神山悦子委員

エアコンを設置しなければならない特別支援学校は何校あるのか。そのうちの10校なのか。

施設財産室長

エアコンを設置しなければならない特別支援学校は全部で12校である。

神山悦子委員

要するに、10校に加えて大規模改修を行う高校を加えれば対応できるということか。そういった説明であればわかる。項目はばらばらに計上するしかないのだろうか、全体像がわかりづらい。

財務課長

特別支援学校で未設置の部分がある学校は、先ほど述べたとおり12校である。その12校のうち10校は財務管理費の県立学校空調設備整備事業で行う。残り2校は大規模改修が予定されているので、特別支援学校費の大規模改造事業で行う。

神山悦子委員

教31ページの特別支援学校費に計上している予算はエアコンとは別なのか。繰越明許費との関係はどうなっているのか。

財務課長

委員指摘の予算は、教31ページの5特別支援学校費、8目特別支援学校費の学校維持管理費の繰越額2億493万円と思うが、これについては、大笹生特別支援学校と猪苗代特別支援学校の大規模大改造に伴う空調設備の繰り越しである。

神山悦子委員

教15ページとの関係ではその内訳となるのか。繰り越し分とのことだが管理の仕方がよくわからない。ただ同じ項目について言っていることはわかった。

特別支援学校については1年おくれで予算を計上するとのことだが、前倒しできる学校はあるのか。

施設財産室長

特別支援学校については、学校や関係する建設事務所等と調整をしながら作業を進めている。極力前倒しできるよう進めていきたいが、現段階では調整中である。

特別支援教育課長

特別支援学校のエアコンについては障がいの重い子供、肢体不自由の子供、病弱の子供がいる学校や県立医科大学に設置されている分校等、既に入っている学校もあり、普通教室では5割程度は入っている。相馬支援学校、聴覚支援学校福島校等、新設となる学校にも改修と同時にエアコンを入れている。よってそのほかの教室、特別支援学校については子供が作業実習をする部屋等の特別教室への導入が今回国の予算で認められた。そういったところについては1年おくれとのことで学校にも説明をして、保護者からも了解を得ている。

神山悦子委員

特別支援学校でのエアコンの導入状況の一覧が欲しいが、どうか。

## 政策監

資料を整理の上提出したい。

## 矢吹貢一委員長

それでは資料の提出を求めることとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

## 矢吹貢一委員長

それでは資料を提出願う。

## 齋藤健治委員

教12ページの高等学校管理の学校維持管理費についてである。

先日岩瀬農業高校の卒業式に行ったところ体育館が薄暗かった。天井の照明装置を見たら大きな電球が6灯ほど消えている。校長に聞いたら1灯が5万円ほどであり、県に頼んでも交換してもらえないとのことだった。それがここに予算として入っておらず減額している。

一般的な話になるが、発光ダイオードに変える方法もある。買うのは高いが電気料は安くなるし、20年以上もつと言われている。

80何校ある学校でそういった不便を来しているところはないのか。予算はここにあるだけなのか。

また、生徒がそろって起立すると体育館の床が揺れる。体育館ではバスケットボールやバレーボール、剣道の練習もするが、その際にがたがた揺れるような床ではどうしようもない。

こういったものの維持管理が補正予算に入ってきていない。新年度にきちんと入るのか。県には維持補修の依頼があるのではないかと。ここが一番大事である。薄暗いところで卒業式を行うと、私は余り目がよくないので祝辞の読み上げも大変だったが、どうか。

## 財務課長

県有施設、特に体育館の照明については県有施設補修事業で県立学校の高効率照明改修事業として予算を計上している。委員指摘のとおりLED化を図っており、今年度も設計委託ということで行っている。

岩瀬農業高校が今どの段階に来ているのかは手元に資料がないが、順次体育館のLED化を進めている中で、現存の暗い体育館が後回しになっている部分があるのかと思う。

## 齋藤健治委員

予算がないものを聞くのは失礼だが、予算化がなされていないため質問した。どうしても3月中に行わなければならないわけではなく、来年度予算にきちんと組み入れてあればよい。

現在消えている電球が6灯もあり、それは取りかえなければならない。全体をLED化するのは次の話である。維持管理はそういったものである。1つ消えたらつけかえなければならない。この部屋の電球が3つほど消えていればおかしいことになるのではないかと。自分たちばかり明るいところで仕事をしており、子供が暗いところにいるのはよくない。そういったものを学校管理費で出せなければ県の維持管理費で対応してほしい。

ついでに述べるが、体育館も8年前の地震でかなり被害があった。あの学校も相当いろいろあったのでかなりの維持補修を行った。それでもこういった状態になっているのはいかがなものか。私は岩瀬農業高校しか行かないのでここ8年以上毎年入学式と卒業式に出席しているが、床が直らないままである。これはおかしいのでここで聞かざるを得ない。新年度予算でも特に対応がなければ何回でも質問せざるを得ない。答弁は結構である。

## 神山悦子委員

教27ページの部活動指導員関係の減額補正について聞く。

## 健康教育課長

部活動指導員配置促進事業についてである。公立中学校を対象にしたものについては、国、県、市町村が3分の1ずつ

負担して配置するが、県としては予備調査をもとにして初年度となる今年度は55名配置できるよう予算化した。事業を推進するに当たり、市町村と連携しながら部活動指導員の候補者について情報提供するなどしてきたが、部活動種目のマッチング調整がうまくいかず、市町村で雇用がおくれたり雇用できなかつたりすることがあった。

また、部活動指導員の身分は特別職の非常勤公務員であるが、非常勤公務員を雇用するための条例設置が必要な市町村もあり、雇用がおくれたり断念することもあって、結果として17名の配置となった。

しかし、今年度に条件整備をして雇用した8市町村では非常にしっかりとした成果を出しており、部活動指導員制度が教職員の多忙化解消や専門的な技術的指導について成果を残しているため、他の市町村でも雇用条件の整備に努めている。

来年度は有効に予算を活用できるように、今後とも市町村で雇用できる部活動指導員について支援していく。なお、県立高校の部活動指導員についてはほぼ予定の数を配置できたが、週当たりの勤務時間が予定より少なかった指導員がいたこと等により減額となっている。

神山悦子委員

今年度からの制度とのことで、配置するに当たっての条例等、入り口のところで市町村の対応が必要であったことがわかった。

私が心配したのは指導員そのものの確保が大変ではなかったかである。今年度のいろいろな教訓を生かして来年度は事業を行うと思うが、このあたりの見通しも必要と思ったので聞く。

健康教育課長

人材についての質問であるが、来年度は大幅に増員する予定である。比較的大きな市等からも希望が出ているので、そういったところについては今から候補者の選定を頼んでおり、また県立高校へは学校でも候補者を準備するよう依頼したりしている。

なお、現在の指導員は教員の退職者、時間講師、学習支援員、農業等の自営業者、会社員や無職の方がいるが、そういった方々を幅広く、できるだけ地元の人材を使う形で進めていければと考えており、市町村には特にそういったところを依頼している。

神山悦子委員

野球、柔道など種目による偏在が危惧されるが、そういった課題はあるか。

健康教育課長

部活動種目についてのマッチングであるが、地元の人材で学校側が欲しい部活動の人材がないこともある。そういった場合は体育協会や競技団体と連絡調整をして紹介を行っており、今後ともそのような形で進めていく。

神山悦子委員

高校の修学金の関係が減額となっているが、これは貸し付けが思ったほどなかったのか。それとも他の要因があるのか。

高校教育課長

これは貸し付け見込み額の減に伴って減額補正を行っている。当初想定していた予定者よりも貸与者が減った。中学校の卒業生が減っているため全体として貸与者数が減少している。授業料以外の部分についての奨学給付金の制度もあるので、そういったものを活用している状況も見られる。

神山悦子委員

状況はわかった。

これは貸し付けになるので返さなければいけない。そのあたりは制度上の問題もあるが、今年度は減額になっていることあるので来年度十分に対応できるように事業を実施してほしい。

( 3月8日(水) 商工労働部)

神山悦子委員

商11ページ、原子力災害被災事業者支援事業とはどういった事業か。

経営金融課長

この事業は、震災時に被災12市町村内で事業を行っていた事業者が帰還して事業を再開する、あるいは引き続き事業をしていくために必要となる設備投資等に対して4分の3の補助を行うもので、12市町村内での事業の再生、なりわいを支援するものである。

神山悦子委員

これは何年か継続して行っている事業であり、12市町村のどこで設備投資を行ってもよいといった事業と思うが、実績を踏まえた来年度の見通しについて聞く。

経営金融課長

本事業は平成28年度から3年間行っており、累計で928件、約89億円の補助を行ってきた。事業創設当初は年1回の公募、20～30億円の規模で行ってきたが、避難指示の解除からある程度時間がたって、帰還して再開する事業者も2、3年前よりは少なくなっている。30年度の実績として2回の公募合わせて20億円程度の補助金で執行したが、引き続き多くの方に帰還して事業を再開してもらいたいとのことで十分な予算を確保するため、今回38億円の予算を計上した。

神山悦子委員

この事業の対象者は、地元に戻って再開しても別の場所で再開してもこの事業を使えるのか。

経営金融課長

本事業は、被災12市町村で事業を行っていた事業者であれば、避難先で事業を再開する場合も補助の対象となる。避難先で事業を再開した事業者が避難指示が解除されたことに伴い地元に戻って事業を再開する場合には、避難先の事業計画とは別の計画として再度補助をすることも想定している。

神山悦子委員

商13ページのふくしま事業承継等支援事業について聞く。

きのうの中小企業家同友会との懇談会でも事業承継の話が出ていた。国でも承継に関する支援事業があるが、それぞれどうかかわってくるのか。

経営金融課長

事業承継は重要な喫緊の課題であるので、平成31年度にはふくしま事業承継等支援事業として新規事業を計上した。

主な事業の内容は大きく3つである。1点目は、後継者の育成が非常に大切なので、後継者を対象にした事業承継の必要性や準備の仕方のレクチャーなどの面で支援を行っていくものである。

2点目として、生き生きとした会社でなければ後継者としてもなかなか引き継いでみたいと思わないので、まずは小規模の事業者に元気になってもらうことが非常に大切だと考えている。そこで経営支援をあわせて行う。例えば販路の開拓や事業の効率化、設備投資等に対する補助の制度を新たに設けている。

3点目としては、事業承継に当たって承継する資産あるいは株式を購入するに当たっての資金需要、あるいは事業承継に合わせて事業の転換をする等、事業承継に伴って新たな資金需要もあるので、それらの事業者に対する融資の制度を新たに設けている。

大きくはこの3つを合わせてふくしま事業承継等支援事業として新たに計上している。

神山悦子委員

大きく3つの事業を新しく行うとのことだが、周知はこれから行うのか。

経営金融課長

これらの事業は、商工会議所等、支援団体との協力が不可欠なので、来年度早々の事業実施に向けていろいろと調整をしている。

神山悦子委員



事業承継について国の支援は別にあるのか。

経営金融課長

国もいろいろな制度を持っている。例えば県内では、国からの受託事業の形で郡山市に福島県事業引継ぎ支援センターが設置されている。また新たな支援策として、国は税制を持っているので、現在、相続税、贈与税については、非上場企業の株式を引き継ぎする場合には実質免除の形になっているが、これを平成31年度は個人事業にも適用拡大することである。そういったことで国もさまざまな形で支援を行っており、これらの動きとあわせて県独自でも支援することで円滑な事業承継を進めていきたい。

神山悦子委員

現時点ではこれ以上詳しい説明はないと思うが、国の事業と県単独事業のわかりやすい表があると活用できると思うので要望しておく。

次に、イノベーション・コースト関係についてである。これについてはいろいろな議案があり、一つ一つ聞くのは少し大変であるが、ハード事業では商17ページに推進費がある。そこには説明が5つあるが、ロボットテストフィールドに関して聞く。1にロボットテストフィールド整備等事業とあり、これはハード面と思うが、ハード事業とソフト事業に分かれると思う。全体のハード事業は156億円と思うがそれでよいのか。そして来年度の予算でいろいろと整備することだが、そうなるとハード面ではどのくらい予算をかけるのか。また、ソフト事業の総額はどうなるのか。いろいろなところに予算が出てくるのでなかなか総額の計算が難しい。

ロボット産業推進室長

ロボットテストフィールドに限定して説明する。

ハードの整備については複数年にわたるが、整備費総額156億円で間違いはない。これで建築物や備品の予算を賄う。来年度に限定した予算ではあるが、商17ページ、イノベーション・コースト構想推進費の1番、ロボットテストフィールド整備等事業に整備費と運営費が入っている。大まかに内訳を述べると、整備費と工事費で73億円であり、運営のために使う経費が5億円である。

同じ事項の4番、福島原子力災害等復興基金ロボット拠点勘定積立事業は、来年度の使用料収入額を原資にして将来のテストフィールド運営に役立てるために積み立てるものである。これは運営にかかわる費用なので、ハードというよりはソフト、運営費のほうに該当する事業になる。

神山悦子委員

商16ページに県立医科大学の医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターの予算があるが、来年度の事業内容を聞く。

医療関連産業集積推進室長

福島医薬品関連産業支援拠点化事業については、県立医科大学の医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターにかかる運営費である。今6部門あり、その運営に係る部分について今年度も支出しているが、同程度の予算を来年度も支出する。

神山悦子委員

来年度運営費以外には医療－産業トランスレーショナルリサーチセンターにかかわるものはないとわかった。

条例関係で聞く。消費税、地方税の改正に係るものがあるが、地方消費税は問題があると思う。例えば商41ページの条例であるが、消費税及び地方税法の一部改正といった場合、地方税はどの部分が変わるのか。

観光交流課長

消費税法及び地方税法の一部改正についてであるが、10月からは8%から10%に2%引き上げられることに伴う改正である。

神山悦子委員

消費税が2%引き上げになるのはわかるが、地方税は何が変わるのか。

経営金融課長

消費税は現在8%であるが、国税である消費税分と地方税である地方消費税を合わせたものが8%である。

今般2%の増税であるが、厳密に言うとその2%は国税である消費税と地方税である地方消費税を合わせたものなので、改正理由としてはこのような形になる。

神山悦子委員

消費税法に絡む条例が多く提案されている。私は本会議でも言及したが、景気回復に関してきょうのニュースでは実はもう下振れしていたとのことであり、本当は見直しをしなければならない。実体経済からいえば1月からもう下がっていた。しかし政府発表だけには変えないようである。こういったときに消費税をいろいろなところで上げることは反対である。これに伴う条例改正はさまざまのところに出てくるが、商工労働部だけでもこれだけ多くある。

10月に消費税の引き上げが本当に実施されるかわからないが、引き上げが延期となった場合、この手数料等はもとに戻すのか。

政策監

税法は国の定めに従って取り決めているので、今ここで仮定の話にはなかなか答えられないが、国の制度をきちんと守りながら事業を執行していく。

神山悦子委員

執行部としてはそう答弁するのだろうが、10月1日施行の前に事情が変わったとすれば延期もあり得るのではないか。今までも2回延期している。その場合は条例を施行しないことになると思う。そういった意味でも今から考えていかなければならないと改めて思う。景気動向を見ても、そういった状況にないことだけは指摘しておきたい。

渡部信夫委員

商9ページ、説明6のふるさと福島若者人材確保事業である。先ほど神山委員からもあったが、きのうの中小企業家同友会でいろいろな情報交換をする中で、若者に福島に来て働いてもらうための情報発信といった話を聞いてきた。この事業は新規事業となっているがこれまでも同様の取り組みをしていると思う。この事業はどういった点で新規なのか。

雇用労政課長

若者の還流、定着は人材確保に非常に大事であるので、これまでもさまざまな取り組みを行っている。

来年度はこれまで行ってきた取り組みについてさらに連携を強化するとともに、新たな部分も加えて事業を構築し直し、若者の人材確保に集中して取り組む。

新規の部分では、若者の就職活動等がインターネット等を介して実施されているという現状も踏まえ、ウェブ上での情報発信を強化する取り組みを構築している。例えば、年齢や地域等について若者にターゲットを絞ったウェブ広告を打って、そこから県の就職情報サイトに誘導するといった取り組みを通して確実に県の就職の情報を伝えることも、若者が本県に戻ってくる動機づけにとって非常に大きいと考えている。

インターンシップについても交通費等を若者が負担するのは大変なので、企業が若者に交通費等受け入れ経費を負担する場合に助成を行うといった枠組みを考えている。

そのようなことで取り組みを強化していきたい。

渡部信夫委員

概要はわかった。

今年度予算で同様の項目がある。福島の企業情報発信事業として約6,200万円と福島若者会議運営事業として1,109万円である。これらは来年度はなくなっているが、来年度はこの分が包含されて強化されたとの理解でよいか。

雇用労政課長

委員指摘のとおりである。若者を確保するための若者会議の事業について来年度も引き続き実施する。また、企業の

情報の発信の点でも、今年度に引き続きガイドブックの作成や企業PR動画の作成を実施して県内企業の魅力を若者に届けていきたい。

渡部信夫委員

内容はわかった。ぜひウェブでのきめ細かな発信の仕方を工夫してもらいたい。期待している。

次に商14ページ、福島リノベーションまちづくり推進事業であるが、これも新規となっている。今年度予算でリノベーションまちづくりプロジェクトとして1,500万円ほどの予算があったが、この事業のリニューアルなのか。

商業まちづくり課長

このリノベーションまちづくり事業は、平成28年度から実施してきた。

この事業は大きく2つに分かれていた。1つ目はリノベーションの考え方を広めるための啓発事業である。一般の方を対象にしたセミナーを開催したり、市町村職員の実習講座を開催した。2つ目は光り輝く商店街魅力発掘事業である。これは専門家等が覆面調査をして、店舗をどうリノベーションしたらよいかといった提案をして、商店街等で実際にリノベーションを実践する事業である。そういった事業の合計が1,500万円であった。

来年度は事業を組みかえて、リノベーション事業に加えまちづくりの担い手を育成する事業を考えている。このリノベーション事業とは別に、今年度までまちなか活性化担い手育成事業として町なかのリーダーを育成する事業があった。今後はこのリノベーション事業において、そういった町なかの担い手をリノベーションに特化した形で育成しようと考えている。

それに加えて、リノベーションについて啓発等をしてきたものを実現化することによって、県内の2地域を選定し、創業しようとする方が実際に不動産のオーナーとリノベーションをしてそこで創業する。このような方をプレイヤーと呼称しているが、そういった方とオーナーとのマッチングを行い、そこにリノベーションの専門家を交えて事業を構築するものである。

さらに、今までのリノベーションの啓発によって県内各地で芽が出ているので、専門家を派遣してそういった芽を育てていく事業を考えている。

今回のリノベーション推進事業についてはこの大きな3つの視点から組みかえを行い、新規の形で提案している。

渡部信夫委員

概要はわかった。

私も事業そのものを県が直接行うとは考えていないが、例えば遊休不動産や空き店舗のオーナー等との接触はどうなっているのか、市町村と連携して事業を実施していくスタイルなのか。

商業まちづくり課長

リノベーションを県内にくまなく浸透させていくためには、市町村職員の意識啓発や、市町村職員に基本的なノウハウ、手法を学んでもらう必要があると思っている。

今回の実践講座では実際に2つの候補地をつくって、そのリノベーション案件に関係する市町村職員もその場所で実際に講習を受けて参加してもらう形で、一緒に巻き込みながら次のステップにつなげていきたい。

渡部信夫委員

その2つの拠点は既に想定しているのか、それともこれから公募するのか。

商業まちづくり課長

この2つの候補地については基本的に公募の形で進めていきたい。まず不動産オーナーを公募し、その中で専門家と協議しながら選定していく。

神山悦子委員

商62ページでコラッセふくしまの条例改正があり、そこに特別使用料といった項目がある。これは以前からのものだと思うが、これを設置している目的と内容を聞く。

経営金融課長

条例に規定している特別使用料は改正前からある。これは会議室において物販あるいは有料による講習、いわゆる営利事業を行う際には、既定の料金よりも1.5倍の料金を徴収するとの規定である。

神山悦子委員

先ほどのロボットテストフィールドの関係で、商94ページに動産の取得がある。全体の156億円のハード面の整備費のうち73億円がロボットテストフィールドとのことだが、この動産の取得はこの中に入っているのか。

ロボット産業推進室長

この約2億円の動産取得は整備費の全体額156億円に含まれている。

また、先ほど説明した来年度の予算は納入時に支払われるものであり、納入が来年度になるので、その73億円の中にこの2億円は含まれている。

神山悦子委員

156億円のうち半分ほどはもうハード事業で使ったことになるのか。

来年度で半分を整備することになる。今までそれほど使ったイメージがない。私はハード事業はあの高いタワーの建設しか知らないが、そこに一番費用がかかっているのか。

ロボット産業推進室長

現在ロボットテストフィールドの約8割以上が完成または工事中である。

いろいろな考え方があるが、工事契約をする際には5割程度前金として支払うのが契約上のルールになっているので、これまでも工事を契約したものについては支払いをしている。

神山悦子委員

商8ページの女性活躍促進事業について、部長の説明では企業内保育所も含まれるとのことだが、来年度はどのくらいの数を予定しているのか。

雇用労政課長

女性活躍促進事業に企業内保育所の予算も計上している。

企業内保育所は来年度の取り組みを強化していく予定である。今年度の予算は約1億125万円だったが来年度は補助事業数の増加を想定しており、6,500万円ほど増額して1億6,625万円としている。

神山悦子委員

そういった要望があったので増額したと思うが、何カ所分になるのか。

雇用労政課長

予算上は19カ所を想定している。

神山悦子委員

箇所数は相当多いと思った。

先日、企業内保育所の補助割合が認可保育所の補助とは全く違うことを本会議で指摘したが、保健福祉部で所管している認可、無認可保育所とは全く違い、企業内保育所は全て商工労働部で所管することになると思う。

その要件についてだが、例えば保育士の資格について非常に緩められてしまっている。保育の質の担保が非常に重要であり、県内のどの企業であっても、どこに預けても同じ保育を受けられるようにすべきである。福島市、郡山市でつぶせ寝事件もあったので、そういったことがないようにするためには、資格を持った保育士を認可保育所並みに配置することを条件にしなければならない。その部分は国の方針と変わらないのか。県独自に条件を加えたわけではないのか。

雇用労政課長

企業内保育所の設置の基準は国で定めており、従業員中に資格を持つ保育士が50%以上必要といった基準となっている。

る。

県の基準は、国の基準を踏まえた制度設計となっている。

神山悦子委員

子供の命と安全を守る立場から、本県独自で質の担保を図るべきである。

子供を預けたところでそのような悲劇が起こらないようにするために、資格を持った人をきちんとふやすように商工労働部として考えてほしい。

佐藤政隆委員

商38ページ、債務負担行為でのロボットテストフィールドの指定管理者の件である。ここでは平成32～35年度になっているが、先ほどの部長説明では31年度からと説明があったと思う。その違いは何か。

ロボット産業推進室長

福島ロボットテストフィールドの指定管理者としてイノベーション・コースト構想推進機構を相手方にして予算に計上している。この指定管理期間は5年間を想定している。来年度の予算については当初予算で計上し、2～5年目の予算を債務負担行為で計上しているのので、32～35年度を債務負担行為で計上していることになる。

佐藤政隆委員

指定期間は5年ではないのか、初年度は当初予算なので指定期間に入っていないのか。

ロボット産業推進室長

指定管理期間は平成31～35年度の5年間になる。

一方で、予算については31年度分は当初予算で計上しており、2～5年目、すなわち32～35年度の4年間は債務負担行為で予算を設定している。

佐藤政隆委員

そうすると、債務負担行為自体は平成32～35年度だが、指定管理期間としては31年度からとのことでよいか。

ロボット産業推進室長

委員指摘のとおりである。

神山悦子委員

商27ページの将来を担う産業人材確保のための奨学金返還支援事業について、制度そのものがよくわからなかった。卒業後、5年間県内にいたことがわかった時点で本人に支払う仕組みとのことだが、詳しい内容と金額的には1人当たりどのくらいの額になるのか。

雇用労政課長

これはエネルギー関連、医療関連産業、ロボット関連産業等の指定された8部門の県内企業に就職を希望する学生に対して募集をかけて認定する事業である。

この事業は一般枠と理系枠の2つがある。一般枠については、文系でも理系でも応募可能で、文系は奨学金2年間分、理系は4年間分の支援となる。

奨学金の額は自宅からの通学なのかや、公立、私立でそれぞれ違ってくるが、予算は一番高い私立、自宅外の条件で計算しており、2年間分では150万円ほど、4年間分では300万円を計上している。

その金額を県内に就職してから5年間定住して勤務したといった条件を満たした場合に交付する。

神山悦子委員

これは今年度から引き続いて来年度にも計上されている。補正予算でも質問すればよかったかもしれないが、予算を減額せざるを得なかったのは、応募する側にもちゅうちょがあったのではないか。この制度は本県に戻ってくる動機づけにはなるが、さらに5年間勤めた後に支給があることに対して、使いづらいといった感覚が申し込み時点ではあるのではないか。また、この8部門は県が推進したいイノベーション・コースト構想の関連だが、私は医療、福祉分野も含

めて県内に来てくれるだけでもよいと思う。そういった事業がまた別にあるのかはわからないが、職種の限定をしないでもう少し幅広にしたらよいのではないか。また、5年間も働いてその後に支払うのでは、奨学金の負担軽減には少し遠いと思った。来年度の予算を計上するに当たって、このあたりの工夫は検討していないのか。

#### 雇用労政課長

この返還支援事業は平成28年度から実施している。委員指摘のとおり、28、29年度は、募集人員に対して応募は下回っていた。50名の募集枠に対して、28年度が19名、29年度が26名であった。その状況も踏まえて今年度の募集に当たっては、これまで第1種奨学金という無利子の奨学金のみが対象となっていたものを、第2種に対象拡大してさらなる対象の学生をふやす試みをした。それに加え、今年度も締め切りの期限で募集人員に満たされてないことを踏まえて募集期間を延長しており、本日までを募集期間とした。きのうまでの状況では41人が申し込んでいる。

このような状況も踏まえ、来年度については学生に応募したいといった思いを持ってもらうために応募の時期を変更する。現在では4年制大学では一般枠で3年生、理系枠だと1年生で応募する条件になっているが、大学等からは非常に早いとの意見があるので、来年度からは一般枠では3、4年生に広げてまさに就職活動を開始してどこに就職するかを決断する時期に合わせたタイミングの募集にする。また、あわせて理系枠も1年生に加えて2年生も対象にする。そういったことで学生の応募を促していきたい。

#### 斎藤健治委員

商1ページ、福島空港の利活用の予算で職員人件費として8,500万円ほど計上されている。民間でも同じような仕事を委託している。この予算は全体で5億900万円余りであるが、予算書を全て見ると、土木部でも5億6,000万円ほど計上している。

20年前にさかのぼるが、元運輸省、今の国土交通省にわかったような説明をして、県は150万人の搭乗者があると言って建設許可を得た。平成13年にうつくしま未来博を行ったころ、無理やり建設業者等を使い海外研修旅行まで行って搭乗者は最高で75万人であった。それからは悔しいがずっと搭乗者は減って、今は20万人強である。ベトナムや台湾からのチャーター便も盛んであるが、30万人にもなっていない。

それなのに人件費は毎年ほとんど変わらない。同じような仕事を民間に委託している以上、職員の人件費は必要ないのではないか。

#### 部参事兼商工総務課長

商1ページの職員費の積算の内容であるが、これは商工労働部内の交通物流企画費にかかわる人件費として、定数内職員の人件費を積算している。

#### 斎藤健治委員

ここでは県の人件費が計上されているが、空港が開港した当時から同じような仕事を民間委託している。私は空港に行くたびに県職員は何の仕事をしているのかと思う。我々が行けば出迎えたりはするが、民間の業者がいることも事実であるため両方に人件費を出す必要はないと言っている。空港が赤字なのに10億円以上予算をかけている。商工労働部では5億9,000万円しかないように見えるが、土木部にも5億6,100万円の予算が入っている。あちらこちらに予算を入れてよくわからなくなっていることは事実である。今すぐと言っているわけではないが、県の直営にするか、県職員は所長のみといったような形で民間委託にするかにしなければならない。このままでは赤字を解消する気がないと見えないが、どうか。

#### 空港交流課長

空港全体に係る人件費の予算について、開港当時から職員数の定数等も含めて変わらないのではないかと指摘だが、地方空港全体や近隣の地方空港の職員数を見ると、福島空港については定数内職員が減ってきている。

空港設置の固定経費において土木部が計上している経費と交流推進費を含めると、表に出てくる数字としてはペイしておらず、赤字ではないかとの議論は当然我々としても承知している。ビルそのものについては福島空港ビル株式

会社が運営しているが、空港の運営方式としては、例えば仙台空港については民営化されているいろいろな意味で動きが激しくなっており、また新潟空港も国管理空港として今後コンセッションの検討を始めている。

いずれにしても地方空港は収支の部分では非常に厳しい状況が続いており、一足飛びに福島空港がすぐに民間委託というわけにはいかないと思うが、先般立ち上げた有識者会議で、そういった混合型のコンセッションも出てきているので研究に着手しなければならない。

その中で運営経費の圧縮、収益の改善は大事な視点として取り組んでいきたい。

斎藤健治委員

20年間利益が出ていない。何回も改善すると聞いたが改善が見えない。これから黒字になるといった予想が立たない。

仙台空港には韓国便、中国便がある。現実として、空港近くの矢吹町などのゴルフ場はわざわざ仙台空港まで迎えに行って韓国人をプレーさせている。その人たちは福島空港が使えないので使わないだけである。そこが改善するなどいつになるかわからない。思い出してもらいたいが、開港時には北海道の函館空港や帯広空港にも便があった。今は新千歳空港だけである。途中から名古屋空港はふえたが、福岡空港や沖縄空港の便もあった。それが全てなくなった。どうしてなくなったかと言えば客がいらないからである。黒字にならないからやめたとのことだが、きちんと計画性を持って運航すれば沖縄でも十分採算がとれるはずである。現在チャーター便で台湾から盛んに就航しているが、チャーター便も毎日でなくてよい。定期便も1週間に1、2回でよい。新潟空港の話が出たが、新潟からロシアのハバロフスクまで週1、2便が出ている。それも毎週ではない。ロシアのハバロフスクに行く人はわざわざ新潟まで行く。その駐車料金は昔は無料だったが、ここ10年ぐらいの間に料金が取られるようになったのはよくない。福島空港はロシアなどには行っていないが、空港は駐車料金が無料である。栃木県の人で、成田空港に行って何日も車を置くよりは、福島空港を使って大阪空港経由で外国に行くのも一つの方法だと言う人もいる。そういったことで抜本的に近隣市町村、近隣市町村も巻き込んで何とかしていかなければならない。

この予算書を見たが、職員の人件費を出して、民間にも委託している。県で人件費を出すのであれば委託など必要ない。金が無尽蔵に出てくるような予算の使い方だから言っている。

また、これは土木部の問題であるが、あの場所に立派な県立の空港公園をつくるなどという絵を地元に見せていた。しかし半分もできないうちに太陽光発電を入れてしまった。公園ができたからといって来客が毎日あるわけではないので、私は太陽光発電を入れるのはよいと思うが、地権者は公園をつくると言うから安く売ったと言っている。

この空港は毎年同じような予算をとって赤字であるので、特別のチームをつくって本気になって対応を検討する時期である。どうにかして黒字にする方法はあるはずである。法政大学が福島空港で実験的にパイロットの訓練を行っていたがやめてしまった。空港をもう少し違う方向に使えないかを考えないといけない。自衛隊が使えばよいなどとは私は言えないが、何かを一緒に考えないとだめだという時期に来ている。

福島空港の一番の欠点は県庁から遠いことであり、2番目はアクセスが悪いことである。電車では行けない。バスの定期便は余りない。タクシーは前もって予約しておかなければならない。福島市に支店のある会社は仙台空港のほうが楽だと言っている。そのようなことを言われていて福島県のメイン空港だなどとは言えない。毎年予算をとってビルの管理や周辺まで全部民間に委託している上に、県職員として商工労働部のみならず土木部でも配置がある。膨大な県の金をつぎ込んでおいて、1つも改善されないのはだめである。何か抜本的な改善をしてほしい。もうそろそろそういった時期ではないか。責任を持って答弁願う。

観光交流局長

福島空港に多額の県費が使われている部分についてだが、委員指摘のとおり、利用者数が減っているのが空港の収入も減っている。空港の維持管理と運営の全ての経費を考えると赤字であり厳しい状況である。この点については大きな課題であると認識しており、少しでも改善を図りたいと考えている。

まずは、便数及び利用者数をふやし、空港ビルについても収入をふやしていく形で努力を今積み重ねてきているとこ

ろであり、目標として平成31、32年度の利用者数30万人に向かって努力をしている。

さらに、委員指摘のとおりその先の部分で別の方策も考えていかなければならない。担当課長からコンセッション、民営化の話があったが、今、大きな空港から順に民営化が進んでいる。全く同じように地方空港が民営化できるかの部分については課題が多いが、有識者の提言も踏まえてしっかりと検討していきたい。

#### 斎藤健治委員

黒字になるならよいが、30万人の利用者では黒字にはならない。

20年以上運営してきて利用者がふえているならよいがどんどん減ってきている。悔しいが本県は人口が減少している。急激に人口がふえたりインバウンドでの観光客が2、3倍となるならともかく、空港を使う客はそれほどふえない。旅客だけを対象とする感覚では赤字が解消されるわけがない。県職員だけで考えるといろいろなところから批判が来るので、県が得意とする研究機関や諮問委員会などの委員会をつくって検討願う。結果としては執行部の考えを言わせることになるのかもしれないが、そういった機関をつくって年内や来年までには発表するなどしてほしい。20年過ぎてますます悪くなる空港などは見てもらえない。

なぜ言うかといえば私はことし11月で県議会議員ではなくなる。最初の便が飛ぶ前に私は地元の議長として飛行機に乗せてもらった。私の家からは15分なので便利なところに空港ができたと思ったらとんでもない、赤字垂れ流しの空港だった。これは何とか直さなければならない。18年も県議会議員を務めたが心残りはこの空港のみである。地元で情けないことが起きているのはここだけなので言っている。

執行部の頭のよいところで考えてつくっても必ず野党や与党のわけがわからないところから反対が出るので、諮問委員会なり勉強会といった第三者機関をきちんとつくって予算を組んで、今のままの空港を使いながら黒字化できる方策を考えてはどうか。

#### 商工労働部長

昨年の2月定例会で斎藤委員から質問があり、そのときに私が回答したが、実は今年度、有識者会議、第三者から成る専門家の機関をつくって、まさにこれからの福島空港のあり方について検討を進めている。結論は今秋になるが、現在そういったステップを踏んでいる。

福島空港は観光枠のほかに、例えば関西の企業に来てもらうにはこの空港があることが大きな売りの一つとなっている。そういったものも含めて地域経済に与える効果等もこの有識者会議で検討しており、今後の福島空港のあり方についてしっかりとしたものを出して、部全体として考えていきたい。

#### 斎藤健治委員

間違いなく黒字になる計画をつくってもらいたい。

名古屋便があったときに名古屋空港を使って来てもらい鏡石町への工場誘致を行っており、今も立派な工場がある。名古屋便がなくなったときにうそをついたようになってしまった。大阪府からも来てもらい、町の企業団地に入ってもらって、今もきちんと仕事をしてもらっている。

部長が述べたように抜本的な改革をするために、研究機関をつくって予算をきっちりとってほしい。これほど人件費をかけているのであればこちらに金をかけてほしい。そして思い切り直さなければならない。部長から話があったのでもう答弁は要らないが、しっかり取り組んでもらいたい。

#### 神山悦子委員

商19ページ、地域プラットフォーム推進事業費の2番目、スタートアップふくしま創造事業の内容を聞く。

#### 産業創出課長

スタートアップふくしま創造事業は県内の起業者を支援する事業である。具体的には起業するための情報を掲載してあるポータルサイトの運営や、起業の初期費用100万円を上限として、3分の2の割合での補助、大学発ベンチャー、研究型の起業者に対する発掘から事業化に至るまでのさまざまな支援に取り組んでいる。来年度の新しい部分としては、



地域課題解決型の起業、例えば福祉関係やまちづくり、復興に資するための起業家に対する補助に取り組む。

神山悦子委員

補助率はそれぞれ違うと思うが、補助対象をベンチャー企業であると捉えてよいのか。例えばシリコンバレーなどに行く費用も出すなど内容がよくわからない。来年度は先ほどの説明に該当する企業を想定していると思うが、具体的に考えている内容はこういったものか。

産業創出課長

大学発ベンチャーといった研究型の起業家を初めさまざまな形での起業家に対応している。先ほどの100万円を上限として、3分の2の補助については、女性や若者の起業家に対して広く助成する。

大学発ベンチャーは補助金の助成ではない。大学の教員が起業するにしても研究開発型の起業はなかなかハードルが高い部分がある。例えば研究開発をうまく事業化させないと起業はできないので、その部分に対して専門家の知恵をかりて支援し、開発に着手できれば起業まで支援する。あるいは特許が必要となる場合、特許に対するアドバイスをするという取り組みである。

委員指摘のシリコンバレーの話については大学生を対象とした事業である。起業を目指す意識を醸成するために、シリコンバレーでセミナーの参加や、英語でのプレゼンテーションなどの自分のビジネスモデルをブラッシュアップしていく事業となる。

神山悦子委員

毎年大体同じぐらいの金額を計上しているのか。1カ所当たりの補助は少ないのかもしれないが、予算は1億円以上計上している。説明からすればやはりイノベーション・コーストに役立つ企業をメインに考えていると思う。きのうの中小企業家同友会との懇談会でも話をしたが、新しいものばかりではなくもともとある地元企業の産業育成等も本当に支援願う。部長の説明では県は新規の開発や新しい事業がメインだとのことであるが、もともとある本県のものづくりに何とかつなげられないか。

新規開発やイノベーション・コースト関係ばかりにならないようにしていくべきと思うが、どうか。

産業創出課長

先ほど述べた100万円の補助等については今年度と同じ予算になっている。今年度は地域課題型の事業は行っておらず新規の取り組みとなる。そして大学発ベンチャーの特許の話をしたが、これについては弁理士等の専門家からのいろいろな支援が必要となるため、その辺についての予算についてはプラスしており、今年度よりは若干予算の総額はアップしている。

次に、委員指摘の既存の中小企業に対する支援である。この事業についてはスタートアップ型とのことでスタートアップに特化した形で事業を組んでいるが、別の事業でもものづくり企業の技術力の向上や経営の安定等に対する取り組みも行っている。両方重要と考えて取り組んでいる。

佐藤政隆委員

商8ページ、若年者生活基盤支援事業について説明願う。

雇用労政課長

県内の高卒で就職する若年者の離職率が非常に高い状況を踏まえ、高校在学中から県内で働くことに対する意識やしっかりとした職業意識を持ってもらうための事業である。県内企業の若手職員による講話を通して県内の企業の魅力を若者、高校生等に知ってもらう目的もあり、若手社員等を高校に派遣して出前講座等を行っている。また、早期の離職を防ぐため、若者、新入社員が企業で孤立しないよう、巡回のカウンセリングで問題、悩みを聞いたり、あるいは新入社員同士の研修会や交流会を県内各地で開催して、離職防止と県内企業への定着促進を図っている。

佐藤政隆委員

きのう、中小企業家同友会と懇談会を行った。そこで就職者の定着率が悪い、せっかく投資をして教育したにもかかわらず

ならず、離職されてしまうといった話が出た。

高卒での就職者について、高校を卒業する際にそういった教育を行うのではなく、高校在学中から職業観の醸成や地域の企業についての知識をしっかりと教えていかなければならない。きのうも話に出たが、学校の先生は就職指導の際に就職率を上げるだけに腐心しており、この子供であればこの企業がよいなどといった部分には入っていない。どちらかといえば就職させることが目的になっているから、結局マッチングをしておらず離職してしまう。そのため、卒業以前からインターシップ等の形で、地元企業のよさを知ってもらうことが必要である。

教育庁でもいろいろな事業を行っており、例えばイノベーション・コースト人材育成等を行っている。商工労働部だけではなく教育庁としっかりと連携しながら、高校を卒業する前にしっかりと職業観を持ってもらう、また本県のありようを知ってもらう必要がある。そのことによって他都道府県の大学に進学してもその後に本県に帰ってくることも期待できる。そういった部分をしっかりとその段階で教えるべきと思うが、どうか。

#### 雇用労政課長

高校生に対する職業意識の醸成や地元企業への就職促進の取り組みについては、商工労働部だけではなく、副知事を筆頭とする新規高卒者就職促進対策会議を開催している。その中では県、教育庁のみならず高校の校長会、PTA、労働局、経済団体等県内の各界の代表によって、高校生の県内への就職促進及び離職防止の取り組みを一体となって進めている。

高校生に対する職業講話の実施やインターンシップ等についても、教育庁と連携をしながら、3年生だけではなく、1、2年生の早い時期から職業講話等に取り組んでいる。

#### 佐藤政隆委員

本県はイノベーション・コースト等で産業創出をしているので、高校生が他都道府県の大学に進学しても、本県に帰ってくるといった部分を今からしっかりとつくってもらいたい。

次に、商15ページ、ふくしまプライド発信事業として1億3,400万円ほど計上されている。これは一部新規となっており、おそらく福島の酒のフェアも含まれているのかと思うが、内容を説明願う。

#### 県産品振興戦略課長

本会議でも答弁したが、来年度、これまで東京都で開催していた大規模な酒祭りを県内で開催する予算を計上している。

現時点ではまだ候補地が絞れていないが、来客が多くても問題がない場所や利便性等を検討しながらしっかりと進めていきたい。

#### 佐藤政隆委員

県産酒をしっかりと販路に乗せていくための宣伝は重要である。しかし、酒を飲んでもらうだけのイベントであれば開催する必要はない。そこに県産品を巻き込んで、日本酒に合った食材をしっかりとつくり上げてそこで提供するという部分がないといけない。ただ単に酒を飲んで終わりの形では困る。

先ほどの話ではないが、農林水産部としっかりと連携しながら酒に合う本県の食材を使ってその先につなげていく発想はあるのか。

#### 県産品振興戦略課長

奇しくもにいがた酒の陣があすとあさつでの2日間開催される。これは平成16年から始まって今回15回目である。昨年の入場者は14万人、第1回は約3万人ぐらいであり、15年かかって14万人になった。我々は来年度その第1回を始めようとしている。委員指摘のとおり、にいがた酒の陣が約14万人を集める魅力は酒だけではない。会場の半分のスペースでは地元の魚や料理をたくさん用意しており、そのグルメも一つの楽しみとなっている。よって今から計画を進めていく本県の酒祭りについても、本県が誇るみそやしょうゆを使った酒に合うつまみ、もしくは酒に合う県内の著名なグルメ、または県産農産物を使った食材、そういったものを総合的に用意していく。まだまだ時間がかかると思うが、立

派な祭りになっていくようにしっかりと第一歩を踏み出していきたい。

佐藤政隆委員

本県からの情報発信として非常に期待しているので、よろしく願う。

渡部信夫委員

商14ページ、県産品振興戦略実践プロジェクトは一部新事業とのことだが、来年度は今年度よりも3,447万円減となっている。それにもかかわらず一部新規とは何をやめて何を新しく始めるのか。

県産品振興戦略課長

今回この事業は一部新規となっている。この事業には小事業がたくさんあるが、主な増加分としてはこれまで取り組んでいる福島応援シェフ活用事業がある。これは首都圏で本県の食材を使って応援してくれるシェフが登録ベースで200人いるという事業であるが、その事業を拡充する。内容としては、県内の学校でシェフと一緒に商品を開発するという、地元の学生と交流する事業の拡充を来年度に新規で始めたい。

一方、これまでは工芸品関係で予算を若干多く積んでいた部分がある。例えばコシノジュンコ氏とのコラボレーションや県内の工芸品の振興のための商品開発であるが、ここについては若干減額している。なぜかという開発したものがふえてきたので開発よりも若干売るほうにボリュームをシフトしているためである。

渡部信夫委員

この事業には輸出関連も記載されている。県産品とのことだがこれは食品まで含んでいると考えて質問する。アジアに対しての販路拡大とあり、輸出困難地域を含めての対応も入っていると思う。その辺の事業の推進については大変であろうが、来年度はどう考えているのか。

県産品振興戦略課長

この事業には海外のアジア地域販路拡大事業という小事業がある。これまで着実に輸出の数量がふえているが、対マレーシア、インドネシア、シンガポール等の農産物の輸出の取り組みについてはほぼ同額ベースで来年度も計画している。

例えば委員指摘の浜通りの避難指示区域のものをどうするかという部分もある。全農を含めて関連の農林水産業の団体と一緒に進めており、特に昨年はベトナムに対しいわき市のナシを中心に輸出した。全農等事業者団体間でのすみ分けの中で、どこのものを出すかを話し合いながら進めている。来年度についてもこれまで以上に輸出が拡大するように取り組んでいきたい。

渡部信夫委員

商15ページ、進化する伝統産業創生事業という新規事業がある。先ほど質問した工芸品の部分が含まれるかもあるが、知事がよく発言している進化が語句に入っていることから相当肝いりの事業と思う。事業の内容がよくわからないので聞く。

県産品振興戦略課長

事業として新しい部分だが、1つは越境ECである。これはインターネット通販サイトを通じた国際的な電子商取引のことであるが、実は既に試行的に始まっている部分もある。例えば台湾の客がインターネットで日本の酒蔵に注文して酒蔵から台湾に直接送るといったこともあり、決済はクレジットカードである。小さな蔵や小さな製造業の方でも最近そういったものに取り組んでいる。小さな木のおもちゃをつくっている南会津町の会社もあるが、そういった会社が海外に営業所をつくるには金も時間もかかるので、そういった方にプラットフォームをつくって、海外に販売をする越境ECといった通信販売の提案を今回この事業に入れている。

もう1つ新規で取り組む事業がある。現在、観光物産交流協会を初めとした機関に委託をしながら県産品の販路拡大に取り組んでいるが、どうしても今はビー・ツー・シー、いわゆる来店した客に売る仕組みで進んでいる。この場合はその間に入っている小売店や飲食店に販売する際に、なかなか来店して買ってもらわなければならない場合がある。来店する客だけではなく、いわゆるビー・ツー・ビー型の小売店や、飲食店に業務用として物を卸せる仕組みを来年度

新規で試験的に始めたい。そのことによって店頭に来る客だけではなく、取引先の広がりがふえていくような取り組みができないかということで、関係者と連携しながら新しい取り組みにチャレンジしていきたい。

渡部信夫委員

ウェブ上の販路拡大についての可能性の話があった。予算関係資料の説明を見ると伝統産業の人材の後継者不足云々や後継者育成とあったので、もともと地元にある地場産業の支援かと思ったが、そうではないのか。

県産品振興戦略課長

先ほどは新規の部分のみ説明した。来年度もクリエイター育成事業として工芸品のアカデミーを継続していきたい。また、県内の工芸品を作製している事業者への補助も継続していく。

渡部信夫委員

私は新規事業という説明を見たときに、これまでの事業をリニューアルしているとは読み取れない。新規事業となっていると新たな事業を始めるものだと読み取ってしまう。もう少し丁寧に記載願う。

この事業は全くの新規ではなく継続もあるとの理解でよいか。

県産品振興戦略課長

大変失礼した。

新しい事業が多くある場合で、これまでやってきたことも一部残しながらの事業の場合は新規という表現にしてしまう場合が多い。その点で誤解を招く部分があるかもしれないので、今後そこについても検討していきたい。

大場秀樹委員

商8ページ、ふくしまで働こう就職応援事業について、これは一部新規で一部継続であるが、事業の内容を聞く。

雇用労政課長

事業の内容としては、まず、県内及び東京都に就職相談の窓口を設置している。東京都とコラッセふくしまに就職情報センターを設置をしていることに加え、郡山市、いわき市、会津若松市等県内7カ所に、福島生活就職応援センターといった生活相談等も含めて就職相談ができる窓口を設置しているのが継続の部分である。

来年度はこれに加え、さらにセンター等でのマッチングを強化する目的で就職情報サイトの充実を行う。県の就職情報が掲載されているFターンというサイトがあるが、このサイトの機能強化を行う。これまではそこに掲載されている企業の求人情報について閲覧者が興味を引かれれば、この情報センター等を通して就職のあっせん等を受けるシステムであったが、このあたりをさらに強化し、載っている企業に対して直接求職の申し込みができるようサイトを改修する。

それに合わせて県内企業に対して改めて掲載の依頼を行い、企業掲載数をふやしていくことを計画している。

大場秀樹委員

産業人材の育成確保は本県の急務である。私の経験では大学で就職活動した際に、就職部で相談に行っても有名かつ大きい会社の情報ばかり提供される。本県に帰りたいといった場合に、こういったすばらしい会社があるといった情報を求めるのは大学には酷だが、そういった意味で大学の就職部と連携するのは大事だと思う。

以前に都内の12大学と連携した話は聞いた。私は特別委員会の委員として2年前に日本大学に訪問したが、その関連はないのか。

雇用労政課長

学生に県内の企業の魅力を発信することが非常に重要だと考えている。その取り組みとして、首都圏等に進学している学生に対しても福島県内の企業の情報をきめ細かく届ける目的で首都圏大学との就職支援協定の締結を行っている。今年度も1月に創価大学、拓殖大学とも協定を締結して、現在23大学と協定締結をしている。

今後も首都圏の大学との就職連携協定を進め、その中で、本県出身の学生に対して大学のメーリングリスト等を通して、直接情報を届けてもらうといったきめ細かい対応を今後とも依頼する予定である。

また、福島大学等を中心にCOCプラスといった事業がある。これは大学が地方公共団体や企業などと協働し、地方

における魅力ある就職先の創出、開拓と、その地域が求める人材育成のための教育カリキュラム改革の取り組みに対し文部科学省が支援する補助制度であり、県内の就職促進を図っていく取り組みの枠組みの中で、引き続き県内の学生について県内定着を進めていきたい。

大場秀樹委員

ぜひ大学就職部と連携を強化して人材確保に努めてもらいたい。

次に、部長説明の3ページ中段、予算書では商14ページに該当すると思うが、商業まちづくり基本方針の見直しについて聞く。説明では見直しを進めていくとあり、検討するのではなく見直しをするのかと思うが、見直す理由、要因は何か。

商業まちづくり課長

商業まちづくり基本方針については、基本方針の中におおむね5年ごとに見直すことが明記されている。平成18年10月に条例が施行されており、その前に基本方針ができています。震災もあり5年ごとにはなかったが、前回の見直しは25年に実施した。そこから5年経過したので、社会経済情勢等の変化も踏まえて見直しをする。商業まちづくり審議会において検討しながら現在作業を進めている。

大場秀樹委員

5年経過して見直しの時期とのことであり、その見直しのために商業まちづくり審議会を開催するのだろうが、開催頻度はどのくらいで、委員はどういったメンバーか。

商業まちづくり課長

見直しに関して県から商業まちづくり審議会に諮問したのが平成29年12月である。その後は今年度3回ほど審議会を開催している。5年ごとの見直し作業の途中であるが今後まだ検討事項があるので、引き続き審議会を開催した上で最後まできちんと作業を進めていきたい。

メンバーについてだが、この商業まちづくり推進条例は都市計画にも関係しているので、都市計画の専門家、まちづくりを実践している方、経済関係の方、福祉や交通の専門家、そして条例に基づく基本方針であることから、法曹界からは弁護士、あとは公募委員の総勢7名で審議会は構成している。

大場秀樹委員

審議会で結論が出るのはいつか。

商業まちづくり課長

少子高齢化が進んでいる上に震災以降は人口減少が激しい部分もある。そういった情勢も踏まえ、県内商業施設の立地状況や消費購買動向等も加味しながら審議していく。

大場秀樹委員

答申の時期はいつを見通しているか。

商業まちづくり課長

検討状況としてはまず商業まちづくりの基本的な考え方を整理した。6,000㎡以上の大規模商業施設である特定小売商業施設の立地を誘導する要件、抑制する要件について見直す形で前回の1月の審議会で検討した。また、基本方針と同時に、面積の基準が策定から12年経過していることもあり、今の社会経済情勢や消費購買動向等を踏まえた上で改めて検討している。

答申の時期であるが、現時点ではまだ検討が続いている状況である。しかし諮問したのが平成29年12月なのでそう長くは時間をかけられないと考えており、来年度の早期にはある程度の方向性を打ち出していきたい。

神山悦子委員

この条例全体は一般的事項で質問する。商14ページに商業まちづくり推進条例施行費とあるが、これは何の費用か。

商業まちづくり課長

これは審議会の開催経費であり、審議会委員の旅費や謝金が主である。

#### 齋藤健治委員

商業まちづくり基本方針の見直しについて大場委員が質問したので関連で聞く。

商業まちづくり課長から6,000㎡の話が出たが、私はこれは緩和すべきだと思う。なぜならいわき市小名浜に数万㎡のイオンができた。1店舗であれだけのものができるので、許可さえすればすぐにできる。はっきり言うとブレーキをかける人がいるので人口減少で町が発展しない。

国見町藤田に道の駅ができた。その施設は6,000㎡はないが、その規模でさえ宮城県の白石市から出店の申し込みが来ており客も来ている。伊達市ではもう何年も前から大型店の誘致について話が出ている。これは6,000㎡の規制がある商業まちづくり推進条例などといったわけのわからないものをつくったせいでブレーキになっている。その当時は伊達市ではなく保原町であったが、保原町商工会と保原町議会は反対だった。しかし伊達市に合併したら今度は賛成になった。市も情勢が変わった。審議会などわけのわからないことを行っているのは県だけである。伊達市は極端な人口減少が起きており、市では都市計画を直そうとしている。審議会の話があったが審議会などは執行部で作成したとおり答えるだけである。

だから、執行部においてまちづくり推進条例をしっかりと直して、大型店は2万㎡まで出店してもよいなどとすればそれで決まる。別にどこに建ててもよいと述べているわけではなく、まちづくり推進条例の見直しの機会だからこそ、希望する市町村、特に伊達市に特例として認める見直しをするべきである。別に共産党が反対していてもよい。全員賛成などは間違いであり、8割が賛成していればおおよそ賛成である。これは民主主義のルールである。

伊達市で誘致しようとしているのにこの条例が引っかかるのであれば特例で取り除くといったことでよい。県も国も特例を認めることが今のはやりである。すべて同じにしようとするから難しくなる。特区を認めれば大体のことはできる。そういったことを執行部が審議会に出せばそうなる。これは一般的事項のようだが、部長の説明にも出ており大事な話なので言っている。いわき市小名浜にはイオンモールができていますので禁止されているわけではない。鏡石町にもイオンタウンがある。これは6,000㎡どころではないが条例の施行前につくった。条例があるのであれば特区を認めて特例をつくるべきである。政治なので全て禁止ではだめである。そういった方向で見直しを行うべきと思うが、どうか。

#### 商業まちづくり課長

いわき市小名浜のイオンモールについてであるが、店舗面積は約3万3,000㎡である。平成26年に届け出があったが、条例にのっとって、立地市町村と隣接市町村、そして周辺の市町村に意見を求めたところ意見がなかった。そして先ほど述べた特定小売商業施設の立地の誘導及び抑制の要件に照らし合わせ審査したところ、その要件を全て満たしており、審議会に諮問したところ立地に関して特に意見がなかったため、県として条例の手続に沿って意見なしとなった。

特定小売商業施設の要件を設定したのは、大規模商業施設はまちづくりに対して大きな影響を及ぼすためである。立地市町村だけではなく周辺の市町村にも大きな影響を及ぼすといった観点から、県が広域調整をしている。

伊達市の件に関してはまだ届け出がないが、福島市を初め県北地方の周辺市町村とのまちづくりの関係を見ながら条例の趣旨に従って進めていきたい。

#### 渡部信夫委員

商18ページ、ふくしま産業復興企業立地支援事業である。約150億円の大規模予算であるが、今年度は当初131億円から整理予算で48億円ほど減額になっている。予算の積算はある程度の予定があって立てていると思うが、整理予算で48億円を減額しているのはある程度余裕の枠を持っているのか。

また、今年度131億円から48億円減額しているにもかかわらず来年度予算を150億円としているのは、他の予算とは立て方が違うのか。

#### 企業立地課長

このふくしま産業復興企業立地支援事業は補助金を含めてさまざまな事業が入っているが、主要なものは企業立地補

助金の交付金である。

まず、来年度の積算見込みについてである。補助金については指定、採択で一定の枠取りをする。その後、各事業者がそれぞれ土地を買い建物を建てて生産施設をつくる形で個々に進捗している。その進捗については前年度の6～7月ごろに全ての企業に対してアンケート調査を実施しており、いづごろ事業完了の見込みなのかを聞いている。そういったアンケート調査等を集計して新年度の必要額を算定している。来年度については、150億7,900万円のうちの150億円分が見込まれる額である。

一方、資材の高騰や事業環境の変化、当初予定していた事業の収益性にやや陰りが出てきた等企業ごとに事業環境の変化がある。また、この事業は雇用を目的としているので雇用の完了をもって正式な完了となるが、現在人の確保などのさまざまな問題が生じており予定どおりにいかないこともある。それが整理予算で48億円を減額した原因である。

ただその48億円も将来に向けて使わないわけではなく、それぞれの事業の進捗に応じてその48億円の中のほとんどが今年度完了と見込まれている。引き続き雇用の確保なども課題となっているので、我々もこの補助事業の中でコンサルタント会社に委託をして雇用の確保も一定程度支援している。

完了を目指している企業の支援を引き続き継続し、全件完了を目指して頑張っていきたい。

渡部信夫委員

整理予算で減額した48億円は企業のいろいろな事情によるものであり、来年度にスケジュールをシフトしているとのことだった。その分も来年度の150億円に含まれていて積算の根拠になっているのか。企業の進捗にもよるだろうが、企業に交付できる額が積み上げできちんと積算されていて、基本的には整理予算でこれほどの額にはならない見込みで支援するといったことでよいか。

企業立地課長

委員指摘のとおりである。

渡部信夫委員

ぜひ年度内に交付できる形で支援願う。

次に、商24ページ、福が満開福のしま観光推進事業である。一部新規とのことだが、私が一般質問で取り上げた部分でホープツーリズムの部分も含んでいるとのこと、ホープツーリズムも相当力を入れているようだった。しかし一部新規でありながら予算としては1,250万円ほど減額されている。

どのような内容で予算立てをしたのか。

観光交流課長

福が満開福のしま観光推進事業は大きく6つの柱で予算を構成している。

1つ目はホープツーリズム推進事業、2つ目は市町村への観光事業等への補助金や温泉地域への補助金、3つ目は観光キャラバンや旅行博でのプロモーション、4つ目が花あるいは酒蔵などの周遊観光のスタンプラリー、5つ目がスキークーのリフト券の無料化補助金、6つ目はことし新規の部分で、福島市で6月に開催される東北絆まつりへの支援である。予算割合を比較すると来年度は今年度の98%となる。

東北絆祭まつりの支援以外の5つの柱は昨年度と変わっていないが、観光キャラバンのプロモーションの経費についての節減等の部分が積算に含まれている。

渡部信夫委員

一部減額とのことだが、絆まつりは来年度の新たな予算なのでキャラバンやプロモーションは相当の減額なのではないか。相当落ち込んでるのか心配だが、どうか。

観光交流課長

今年度の当初予算との比較で98%となるが、これについては需要の見込みを事前に調査している。例えば市町村の補助金では市町村にあらかじめ照会をしたり、温泉地域のリピーターの創出支援の補助金についても、温泉組合や観光協

会への事前のヒアリング、需要調査などを行い予算を積算している。特定の分野で大きく減額をして何か支障があるといった予算の組み方ではない。

渡部信夫委員

経費節減は全体的には必要なことなので、しっかり効果が出るように運営願う。

次に商24ページ、福島インバウンド復興対策事業である。これも一部新規事業となっているが今年度より8,800万円ほど減額になっている。どうしてこういった予算になったのか。

観光交流課長

この福島インバウンド復興対策事業も全体で25程度の事業がある。

この事業は4つの柱で進めている。まず1つ目は受け入れ体制強化事業で約1.3億円。2つ目は海外へのプロモーション強化事業で3.1億円、3つ目は隣県等との広域連携事業で約2.1億円、4つ目は旅行商品造成支援で8,200万円である。今年度は前年比約90%となる。

このインバウンド復興対策事業の財源の多くは国の東北観光復興交付金である。当初平成28年度から3年間の予定だったが2020年度まで継続できる見込みとなった。国とのヒアリング等を通じて財源確保に努め、国との調整の結果このような予算規模となった。この事業でも特定の分野で大きく削ったものはなく、来年度も支障がないよう進めていきたい。

また、外航クルーズ船の誘致にかかる予算を新規で計上している。

渡部信夫委員

国の予算の減額の影響だと思うが、これから本県がインバウンドをどんどん進めていこうといった中で少し残念である。

外航クルーズについて、土木部の予算で港湾改修の予算項目もあったようだが、現時点で外航クルーズ船が寄港できる港湾は本県にあるのか。

観光交流課長

小名浜港及び相馬港について、これまで外航クルーズ船の寄港実績はない。例えば飛鳥IIやオリエントビーナスといった国内のクルーズ船の寄港実績はある。

外航クルーズ船と言っても船の大きさがさまざまである。どのような外航クルーズ船を対象にして営業をプロモーションしていくかは現在土木部と調整をしている。

渡部信夫委員

そうすると現時点でも、船舶の規模によっては外航クルーズ船の誘致も可能なのか。港湾の工事がなくてもクルーズ船の誘致を事業化できるのか。

観光交流課長

これまで実績がある飛鳥IIやオリエントビーナスといった規模の船であれば、寄港が可能と考えている。

渡部信夫委員

商労文教委員会の県外調査でも外航クルーズ船の寄港によって、爆買いではないが非常にインバウンドの効果が高いことを見てきたので、ぜひ早急な事業化、誘致を願う。

最後に商25ページ、教育旅行復興事業である。教育旅行の復興事業は5,700万円ほどと相当増額になっている。教育旅行は震災前年と比べてどこまで戻ってきているのか。そしてどの部分を増額したのか。

観光交流課長

教育旅行の状況である。震災前は約70万人泊であったが、震災年の平成23年は13万人泊まで落ち込んだ。その後キャラバン等を通じて徐々に回復してきており、最新の29年度の実績では震災前の68%、約48万人泊まで回復している。

次に、来年度の予算は今年度の当初比で122%である。また、9月補正で増額しているが、その理由としてバス助成に



についてはバス1台当たりの単価を上げた結果助成の申請が多くあったので、来年度もその部分を見込んだ形で予算を組んでいる。

予算の中身としてはバス助成経費や誘致のためのキャラバン経費、学校関係者のモニターツアー経費、そして合宿の誘致である。

渡部信夫委員

私は9月定例会はいなかったのが、今年度予算に増額補正をしたときの予算総額はどうなったのか、それを来年度はどのように消化するのか。

観光交流課長

平成29年度当初予算は約2億6,000万円、9月補正での増額が2,854万6,000円であり、合わせて2億8,783万5,000円が今年度の予算であった。

来年度は3億1,600万円なのでさらにふえているが、これはバス助成について目標学校数を上げている。1月末時点の実績が857件ほどであるが、来年度の目標として1,033校としており予算を増額している。

渡部信夫委員

教育旅行について、現在は震災前の68%、48万人泊だが、来年度の目標はどのくらいか。

観光交流課長

教育旅行は2020年までに震災前の水準に戻すことを目標としている。その目標に向かって来年度も予算をしっかりと執行していく。

紺野長人委員

財源更正について県債の発行を充てている事業がある。県債で対応することについては一定の基準があるのか。ただ財源を確保するために県が借金をしているのか。

部参事兼商工総務課長

県債の充当については財政課で調整しており財源はここでは確認できないので、調べて後ほど報告する。

神山悦子委員

商業まちづくり条例関係について先ほど大場委員と斎藤委員から質問があった。部長説明では今後意見を聞くとのことだったが、市町村や県民の意見等を丁寧に聞くのであればパブリックコメントを実施するのか。

商業まちづくり課長

パブリックコメントも実施するが市町村の理解をしっかりと得ることが大事なので、基本方針の見直しの内容が固まったら市町村説明会を開催する。それに加えて、商工関係団体等にきちんと説明した上で理解を得るといったプロセスを踏んでいきたい。

神山悦子委員

確認だが、基本方針の見直しをした後に意見を聞くのか。

商業まちづくり課長

審議会も含め、最終案が出た段階でパブリックコメントを実施する。そして市町村説明会、商工団体等への説明会も実施し、そこで出た意見等への対応も踏まえて審議会において検討する。そして審議会で最終的にまとめて答申を得て、その答申に基づいて県で最終的に改定といった流れで進めていく。

神山悦子委員

流れはわかった。

私はこの条例の策定時に商労文教委員だった。そのときには県内への大型店進出があり、いろいろと調べた上で、これ以上大型店が出店したら中心市街地も含めて大変なことになる、つまり空洞化が進むという危惧等があった。そこでコンパクトなまちづくりをこの条例に盛り込んで、他県にない初めての条例をつくった。この条例はそういった趣旨で2

006年に全会一致で策定した。

そのときに面積の要件もあわせて決めて6,000㎡とした。それこそ斎藤健治委員を初めとした自民党も賛成の上で策定した。情勢の変化があったと先ほど説明があったが、情勢の変化とは何か。

商業まちづくり課長

面積に限らず基本方針について考えていく中で、今回、商業まちづくりに関する県民アンケートを行った。そこでは買い物の満足度や大規模商業施設の郊外への立地の抑制に対する考え方等を聞いた。満足度についてはおおむね満足が市部で75.5%、町村部で63.4%で町村部で若干低く、大規模小売商業施設の郊外への立地についてどう思うかについては、ある程度緩和すべきであるといった意見が多い。

そういった状況や消費購買動向調査等を踏まえながら、今後、総合的に判断して面積の適正な規模について検討していきたい。

神山悦子委員

今の答弁だと、規模や面積要件についてはこれから検討するのか。

商業まちづくり課長

先ほど述べた項目等を踏まえながら検討作業を行っている。前回開催の1月の審議会でも、面積について今後検討していくことについて了承を得ているので、我々が案をつくった上で審議会の意見を聞いていく。

神山悦子委員

いわき市小名浜のイオンは3万3,000㎡ほどで、私も実際に見たら大きいと思った。まだ届けが出ていないが伊達市のイオンは予定として10万㎡を超えるので3倍以上になる。小名浜のイオンでさえ福島市から来客がある。伊達市のイオンは福島県はもちろん山形県、宮城県も入る物すごい商圈を考えている。

どうして情勢が変わったなどと言うのか私には意味がわからない。人口は減少し景気も非常に悪くなって消費も伸び悩んでいる。今後どうなるのかはわからないが、空洞化もますます進んでいる。先ほどの予算には空洞化のための予算も上げており、町なかの活性化のために予算も上げざるを得ない状況である。郊外とは言いながらこのような大型店ができれば、ますます中心部の対策が必要になる。

情勢は変わったと言うのであればむしろもっと悪化している。県は逆の悪化する方向に向かっていくのではないか。条例そのものは変えないと言いながら基本方針を変えるということは、これまでの目的を全く変えることになるので、その第一歩になってしまう。先ほどの大型店について特例で認めるとの話もあったが、これは大きな転換になってしまう。

審議会でいろいろ議論があるとはいえ、これは県民にとっては今後の商業、商店街、まちづくりも大きくかわるものになるため、この条例をつくった原点に戻って、今本当にそれでよいのかを審議しなければならない。大きなものを誘導したいという声に押されてつくってはならない。基本方針の見直しはそういったものと捉えるべきと思うが、どうか。

商業まちづくり課長

まちづくりの基本は市町村であるといった考えに変わりはなく、各市町村の強みや魅力を生かして特色あるまちづくりをしていく、歩いて暮らせるコンパクトなまちづくりや環境に優しいまちづくりを推進していくことはこれからも変わりはない。

しかし、人口減少がかなり加速化しており、そういった中で現在連携中枢都市圏など市町村が広域的に連携することによって、活力ある地域経済にしていこうといった動きが県内でも出てきている。商業まちづくりといってもやはりまちづくり全体の話になってくるので、そういった動きも踏まえながら見直し作業を進めている。

あくまでも、各市町村のまちづくりをしっかりと行うことをベースとした上でそれをお互いに補い、よいところを伸ばしていこうといった意味で広域的なまちづくりの視点も今回加えた。こういった社会経済情勢を踏まえた上で見直し

を検討している。

神山悦子委員

共存共栄との説明であったがそのようなことができるのか。大きい店舗が来れば、地元は駆逐されるといった危機感から2006年にこの条例をつくった。全然共存共栄にならないではないか。大型店が来ることによって地元にある商店街や中小業者がなくなってしまう。イオンの戦略を聞くと、スーパー等の商業ベースだけではなく映画館や葬斎場まで持ってきて全部囲い込みにするとの流れもある。今度つくるところがそうだとは言わないが、そういった流れで全部囲い込まれたら、もともとあった中小業者にもいろいろな影響が出ると思わないとこの問題は進まないし、そういった検討をして審議会で十分に検討すべきである。県民の意見もよく聞いてもらいたい。もちろん市町村の意見も聞くのだろうが、役所だけではなくて、そこに住んでる人たちの声をきちんと反映できるように県が努力するべきと思うので、意見として述べておく。

次に、再生可能エネルギーの関係で聞く。再生可能エネルギー全体はエネルギー課が掌握しているが、県内の中小業者、地元業者がこの再生可能エネルギーにどれだけ参入しているのか幾ら聞いても全くわからない。これは商工労働部でつかむしかないのではないかな。

全体を聞くと、外国資本もあれば大手の電力メーカーも入っていて、結構大型のものが県内各地でつくられている。きのうの中小企業同友会との懇談会でも、ドイツに再生可能エネルギーを見学して取り組もうとしたが、もう既に大手にどんどん進出されてしまっているとの話を聞いた。

どこがつかんでいるかわからないが、県内業者は再生可能エネルギーにどれだけ参入しているのか。

産業創出課長

いろいろな形の参入があるとは思いますが、事業者としての参入であれば企画調整部の案件である。

例えば太陽光のパネルをつくるための産業に参入した業者や、風力発電のタワーをつくる部材を供給するために参入する業者、こういったものは商工労働部の部分である。その全てを把握しているわけではないが、我々で支援をしている企業群がある。タワーであれば事業化ワーキンググループとの形で5社ほど入っている。タワーやねじといった部分で参入を進めようといういろいろな認証の手续をしているので、そういった部分については把握している。

神山悦子委員

今説明があった部分については資料を提出願う。また、中小業者が事業者として参入している部分について、商工労働部でわからなければ企画調整部と調整の上、資料を提出願う。

それがわからなければ幾ら中小企業支援や再生エネルギー振興と言っても、そこに全然心も予算も行っていないことになるのではないかな。

矢吹貢一委員長

資料は提出可能か。

産業創出課長

商工労働部で把握している部分は資料の提供が可能だが、企画調整部の部分については相談する必要があるので、提出が可能であれば提出する。

矢吹貢一委員長

それでは、提出が可能な部分について資料の提供を求めてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

矢吹貢一委員長

それでは資料を提出願う。

企画調整部の部分については、なかなか難しいところもあると思うが、産業創出課長が調整願う。

佐藤政隆委員

議案の質疑でも話があったが、企業内保育所についてである。19カ所つくるとのことだったが、聞くところによると政府主導の企業内保育所については自治体が関与していないことによって環境が劣悪と聞く。

やはり自治体がしっかりと関与することによって安全な保育環境をつくり上げていかないと、女性活躍、働き方改革といっても難しい部分があるのではないか。そのあたりを縦割り行政にならないようしっかりと連携が必要と思うが、どうか。

雇用労政課長

企業内保育所の運営内容についてだが、商工労働部として働きやすい環境づくりを推進する観点で、女性も子供を安心して預けて働けるという環境づくりを推進したいとのことで企業内保育所の整備促進している。

そういった状況であるが、先ほど神山委員からもあったとおり国の設置基準は保育士の比率が50%である。この部分については現在、国でもその比率でよいのか見直しを進めていると聞いており、一部の事業について比率を75%に引き上げることも検討している。

その状況も見きわめながら、保育所の運営等を指導することも未来局等とも連携し、適切な運営が図られるように対応していく。

佐藤政隆委員

国の状況を見ながらとのことだが、県としてどういった保育所が必要で、どのくらい保育士が必要なのかを考えなければならない。県の各部局や市町村とも連携し、子供たちを預けやすいしっかりした環境を構築してもらいたい。それがなければ幾ら女性活躍といってもだめだと思う。国を待つのではなく対応可能な部分についてはしっかりと取り組んでほしい。

次に、イノベーション・コースト構想である。これも国主導の事業でずっと進めており廃炉の技術を中心に取り組んできているが、どうしても浜通りの事業といった感覚がある。きのうの中小企業家同友会で、我々中通りの会社は関係ないといった話が結構聞こえてきた。

そういったことではなく波及効果等を明らかにしなければならない。今行っている事業について情報発信しながら、中通りや会津の業者にもしっかりと行き渡る部分をつくり、伝えていかなければならないと思うが、どうか。

産業創出課長

イノベーション・コースト構想の波及についてである。この構想は元来浜通り等の産業復興のためとして国のプロジェクトとして取り組んでいるが、委員指摘のとおり中通りや会津への波及は非常に重要だと考えている。例えば実用化開発の補助金について当然浜通りに立地する企業を中心であるが、それと連携した中通りや会津の企業についても補助対象案件として認めている。そういったことをPRしながら、決して浜通りだけの事業ではないことを今後とも周知していきたい。

佐藤政隆委員

よろしく願う。

次に、下請型から事業を転換していく方針についてである。中小企業が自分の会社をブラッシュアップし、そこで財関係等も入れながら新たな事業展開をしていくことが必要だと思う。

本宮市でも(株)光大産業や東和(株)が、自分たちの事業から新たに派生した事業の展開に取り組んでいる。

しかし、まだまだ知財戦略や事業の展開について、地場の企業では方向性を切り切れていないところがある。いろいろなチャンネルがあるがどこに相談したらよいのかといった部分があるので、ここに行けば大丈夫といったワンストップの部分をしっかりつくり上げてほしいが、どうか。

産業創出課長

中小企業が下請型から開発型いわゆる自社製品を持つ会社に転換していくのは非常に重要だと考えており、委員指摘のとおり特許は非常に武器になる。

現在、特許等知的財産権については県発明協会が窓口になっているのでそこと連携し、まずはそこに相談してほしいといったことをできるだけわかりやすく企業に周知していきたい。

佐藤政隆委員

どこかに相談してほしいとのことではなく、県や商工会議所が窓口になりワンストップで指導すべきでないのか。中小企業は一生懸命事業展開をしようとしているので、しっかりと指導願う。

紺野長人委員

本来であれば、企業活動は市場の大きさによって資金が投下されるものと思うが、補助金メニューが物すごい。行政がこれほど資金を投下すると市場と乖離してしまって、ゆがみやひずみが出るのではないかと心配している。特に問題となるのは、現在の労働力不足の上での労働力の偏在である。例えば労働力が浜通りに偏在してしまうと地域の経済格差も偏在することになる。さらに製造業等に労働力が偏在すると、医療、介護、保育、農業等に人材がなくなってしまう。

商工労働部の話ではなくなってしまうかもしれないが、そういったところへの考慮が必要だと思う。きょうこれについて答弁を求めるのは無理だと思うが、県外の労働力を引っ張り込むことが解決方法の一つになると思う。

その参考とするため、高卒者の県内就職率と県外就職率、要するに出ていってしまう割合は幾らかと、県外の大学に進学した学生が何%県内に戻ってくるかについて、直近の数字を聞く。

雇用労政課長

高卒者の県内就職率についてであるが、直近の数字では、平成30年3月に卒業し就職した高校生の県内の留保率が80.8%である。それ以外の約2割は県外で就職している。

県外に進学をした大学生のUターンについては、なかなか県外の大学に行った方の就職先を全部追いかけて数字をつかむことは困難であり、数字はとれていない。そういった意味で推計となるが、県民アンケート調査をもとにした推計では、関東圏の大学に進学した学生のうち、約33.8%が県内の就職を希望しているといった状況である。この割合を少しでも高めていけるよう、さまざまな県内企業の情報発信等に取り組んでいきたい。

紺野長人委員

先ほど述べたように、県外の大学からいかに県内に戻すかが、非常に大事な県政の課題になっている。

厚生労働省の問題ではないが、例えば、ことしと3年後で改善したのかどうか把握できないと、政策が当たっているのかも把握できなくなる。

大学生がどのくらい戻っているのかについてしっかりした調査をするべきではないのか。検討を要望する。

渡部信夫委員

古関裕二氏の朝ドラ決定についてである。一般質問でも触れたが、放映が2020年の春なので来年度しか準備期間がない。これまでそれぞれのゆかりの地区では、例えば既存施設を使用して情報館をつくったりといった取り組みをしていると聞いている。そういった対応について第一義的には福島市になるとは思いますが、オリンピックの予選を県営あづま球場で開催することもあり、いろいろな形でのPR素材になると思う。例えば県営あづま球場で実施されるときの入場行進にオリンピックマーチを使ってもらうなどが考えられるが、まして本大会で使ってもらったらこれほどのPRはない。こういった場合の相手方は組織委員会になってくると思う。

コラッセふくしまの情報館のリニューアル等、さまざまな取り組みの中で情報発信していくのであれば福島市だけの問題ではないので、県の観光交流部門も含めて、早急にどのような形で朝ドラを利用した観光PRをつくり上げていくが必要になってくる。放映の後では遅い。ぜひ早い段階で補正予算を組みながら事業化を目指してもらいたい。

会津でも八重の桜のときにキャラクターをつくる等いろいろと取り組んだ。例えば、失礼ながらゆうじくんといったキャラクターをつくったりも考えられる。そういった可能性を含めて、まずは福島市、市の商工会議所、県の観光団体も含めて、早急にこの話題を観光誘客に強力につなげる取り組みを始めてもらいたい、どうか。

#### 観光交流課長

委員指摘のとおり、2020年の春から半年間NHKの朝ドラで古関夫妻が取り上げられる。まさにオリンピック開催の年でもあり、国内外からの誘客に非常に大きな効果があると期待している。

発表は先週であり、福島市、福島商工会議所等と情報交換を始めた。まだ決まったばかりで具体的なアイデアはこれからといったところが実情ではあるが、福島市などとも、例えば6月に開催される東北絆まつりにはかなりの客が集まるので、そういった場での情報発信としてどうあるべきかなど、これからの議論をしていきたい。商工会議所や県内の市町村等としっかりと連携して取り組みを進めていきたい。

#### 部参事兼商工総務課長

先ほど紺野委員から質問があった県債の関係である。

県債が充当されているものは、テクノアカデミーの改修修繕工事等1,220万円、産業交流館の改修工事が6,370万円、ハイテクプラザの修繕工事で6,030万円の3件であり、いずれも施設の修繕等の関係で県債が充当されている。

#### 紺野長人委員

そういった内容は記載されているからわかる。私の質問は県債を発行するに当たって基準があるのかである。特に今回、県では行革推進債を発行している。例えば、人を減らしたら県債を発行できるといった基準があるのかと思って聞いた。ただ単に財源不足で発行しているのであればそれで結構である。

#### 西山尚利委員

私は土湯温泉出身である。物心がついたころから観光は国の光だと先輩諸兄から言われて育ってきており、観光交流の大切さを非常に実感している。

また、学校教育では人が社会を構成していくと教えられてきた。

そこで、観光の進化、観光交流の深化、福島発信の進化、こういったものについて菅沼観光交流局次長に聞く。

次に、人づくりである。先ほど教育委員会との連携との話もあったが、産業人材、社会に出てからの人材の育成も、これからの福島の未来に非常に大切なことだと思っており、産業人材育成課長に答弁願う。

いずれにしても政治も行政も、政策があって初めて成り立つものだと思う。

#### 観光交流局次長

四半世紀も前になるが、私は第1回のデスティネーションキャンペーンの担当をしていた。観光とのかかわりはそこからである。

観光交流局次長として戻ったが、この間に観光施策のレベルが格段に変わったことがよくわかった。勘と経験ではなく、しっかりとしたデータと理論に基づいた取り組みや、SNS等新たな媒体も使って伝わる情報発信をしていくといった新たな情勢になっているとわかった。そういったものに対応していくのは非常に大事である。

それとあわせて、私が20数年前にそれこそ土湯温泉の旦那たちと一緒に帽子を着てキャラバンを歩いたときの経験から、どの時代になっても観光誘客は人が人に対して自分の土地の魅力を伝えるものだと思う。やはり人の気持ちを持って全ての事に当たらなければいけない。その意気込みを持った職員を育てていきたい。

それが福島県の観光行政を進めていく力になると信じている。

#### 産業人材育成課長

先ほど話があったイノベーション・コースト構想と、成長産業の高度な技術に対応できる実践的な人材育成に加え、人手不足が騒がれている技能分野、大工、板金や畳屋等といった方々をしっかりと育成していくのも我々産業人材育成課の仕事である。

まず成長産業関連については、テクノアカデミーを郡山と浜と会津に設置している。それぞれ時代の要望や地域の企業、産業構造といったもろもろの状況があるが、本庁や各テクノアカデミーに産学連携コンソーシアムもつくっている。それぞれの意見を聞いてカリキュラムの中で最先端の技術、技能が身につく訓練を実施している。

伝統的な技能者の育成については、認定職業訓練校がある。これは企業等が自社労働者を訓練していくものだが、訓練校に対して補助金を出して支援している。

さらには昨年度から技能検定の補助を行っている。技能検定は130職種ほどあり、これは労働者の技能レベルを検定する国家検定であるが、これらの検定試験を若い世代が受けやすくなるよう高校生、専門学校等の在學生について、実技試験、これは職種によって金額が違うが材料費等がかかるため、ものによっては2万円近くかかる受験料を一律2,900円まで減額した。

そういった形で、福島県がこれから育成、集積しようとしている産業について現場でしっかりと対応できる人材、そういった技能者の育成に努めている。

坂本竜太郎副委員長

先ほど次長からも取り組みが格段に進化したとあった。まさにそのとおりであり、来年度の議案審査では今までの取り組みから前進や進展があればこそ、新たにその課題が顕在化した部分に対応した議案が上程されていた。これから観光行政と商工労働行政のさらなる密なる連携が必要である。

例えば浜通りのコンベンション開催支援等があったが、これは観光というよりも、イノベーション・コースト構想にかかわる取り組みであり、世界中から来る方々をしっかりと受け入れることの必要性もつながってくる。ホープツーリズム、教育旅行も関連があり、だてに一つ屋根の下にあるわけではなく、観光交流局長から部長になるのも故があることである。

そのあたりを踏まえて、これからの福島県について部長に力強く示してほしい。

商工労働部長

私のことし1年、それから前任である観光交流局3年の経験を踏まえた思いと来年度以降商工労働行政を担ってもらう職員への思いを述べる。

昨年4月から商工労働部長になり、言い続けてきたことが2つある。

1つ目は職場づくりである。風通しがよく、何でも物が言える働きやすい職場づくり、これが商工労働部、幹部職員の最大のミッションだと言ってきた。それがあからこそ職員が持てる力を最大限に発揮できる、それが福島県の復興・創生につながっていくと言い続けてきた。私も自分なりの思いでそれを実践して、それが少しずつ形になってきていると思う。

2つ目は観光交流局のときから話をしているが、機会があるたびに、福島県の復興・創生を牽引するのは、我が部、我が局だと言ってきた。地方経済を支えたり、あるいは働く場所、雇用を確保し、そして県民生活の向上に寄与している中小企業者等をしっかりと支援してきたのが我々商工労働部、観光交流局であるので、我々は福島復興を引っ張るといった気概を持って働いていこうということを言い続けてきた。

ただし、明るく元気に前向きにはよいが、前進だけではだめで、地に足をつけた仕事をしていく、成果あるいは実績をしっかりと見据えた仕事もしていこうと言ってきた。

その結果だと思うが、例えば、製造品出荷額等、インバウンドや農産物の輸出が、厳しい状況下でも震災前の数値を超えたといった成果も、着実に出てきている。

一方では、特に被災12市町村内の事業者を中心に、県内の中小企業、小規模事業者を取り巻く環境は引き続き厳しい状況である。

そういった中で我々がやるべきことは、こういった事業者に寄り添って、きめ細かく丁寧な支援をしていくことである。そして、若者だけではなく、女性や高齢者が夢や希望、生きがいを持って働ける職場づくり、環境づくりをしていく。

そして、これは2020年で終わるわけではなく、2021年以降の財源のスキームや体制のスキームをしっかりと見据えていこうと言ってきた。

来年度からの職員はぜひこういったことを頭に置いてもらいたい。知事の信条である現場主義や継往開来、進取果敢といった思いを頭に置いて、今もまだ有事だといった危機意識を持って、ぜひこれからもいろいろな課題の解決に向けてチャレンジをし続けてもらいたい。そういった思いを伝えて、私のこの1年間あるいは4年間の思いとして答えたい。

矢吹貢一委員長

難しい質問だったと思うが、部長の答弁に感謝する。

また、観光交流局次長、産業人材育成課長には本当に長年世話になった。お疲れ様であった。

## ( 3月13日(水) 教育庁)

大場秀樹委員

教4ページ、福島スクール・サポート・スタッフ事業について聞く。これは教員の多忙解消が目的との説明があったが、この予算はどのような立場の人を何人雇用するのか。また、小中高のいずれで取り組むのか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフは、今年度初めて大規模小学校50校に配置した。雇用したのは例えば学校の卒業生の保護者であり、教員が子供たちと向き合う時間を確保するために印刷業務や学校の掲示の手伝い等を行った。来年度については、今年度の50名を70名に拡充をして実施していきたい。

大場秀樹委員

そうすると、正職員ではなくアルバイトのような形態なのか。

義務教育課長

アルバイトではなく県で雇用する特別職の形となる。

大場秀樹委員

以前から疑問に思っていたが、学校には事務職員や用務員が配置されている。その職員はどういった仕事をしているのか。スクール・サポート・スタッフとの違いは何か。

義務教育課長

学校には事務職員が配置されており、学校の事務、例えば備品の管理や掲示、教員の給与の関係を行っている。また、市町村が雇用している用務員もおり、校地の除草といった仕事をしている。

スクール・サポート・スタッフは、先ほど述べたように、教員が子供と向き合う時間を確保するために、教員が行う仕事の一部をかわって行う。印刷や各学級の採点の手伝いをしている学校もある。

大場秀樹委員

教11ページ、スクールカウンセラーについて聞く。

スクールカウンセラーは県には何人配置されており、どのような体制になっているのか。また、校長と話をする機会があったが、子供たちではなく保護者の相談にも乗ったり、その両方と一緒に相談に乗ることがあるようである。そのあたりのバランスはどうなっているか。

義務教育課長

スクールカウンセラーについては現在、中学校と高等学校の全校に配置し、小学校は137校に配置している。小学校は全校とはいかないが、中学校区のカウンセラーを活用して相談ができる形をとっている。

業務についてだが、震災以降、子供たちの心のケアに力を入れている。子供たちと直接かかわって子供たちの心の様子といったものを受けとめ、専門的な立場からアドバイスをしている。また、そういったものを保護者に返すことも必要なので、子供だけではなく保護者との面談等にも取り組んでいる。

大場秀樹委員



教員に対するカウンセリングも行うのか。

義務教育課長

場合によってはそういったことも行う。また、専門的な立場から、例えば子供たちの心の見方などについて校内での研修の講師を務める学校もある。

大場秀樹委員

小学校137校に配置されているとのことだが、これもどんどんふやしてもらいたい。

渡部信夫委員

大場委員の関連で質問する。スクール・サポート・スタッフについて説明があり、50名を70名にするとのことだが、今年度の整理予算で2,000万円近く減額されている。それにもかかわらず当初予算は2,500万円増額になっている。増員するから増額となるのはわかるが、なぜ整理予算で減額し、こういった根拠で20名の増としたのか。

義務教育課長

これは今年度始めた事業であり、国が3分の1、県が3分の2を負担する。開始時期については初めての制度なので国の指示等がおくれ、実際は6月以降に50校に配置した。

学校現場のみならず国でもこれは成果があるとの見方をしており、今年度は全国で3,000名であったものを来年度は3,600名までふやす。本県では70名に増員し小学校に配置する。

渡部信夫委員

減額についてはわかった。

仕事としては教員の補助であると思う。これは特別職とのことだが、資格等を要するのか。要件はあるのか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフの多くはその学校の卒業生の保護者である。

学校長が市町村教育委員会に適任者を推薦し、我々がその推薦者に面接をしている。学校に入るに当たり守秘義務等も生じるので、そういったものをしっかりと守れる方を雇用している。

渡部信夫委員

このスタッフはパートやアルバイトといったものではなく、学校にある程度関与するのであれば、学校支援員などが当たることになるのか。それとも誰でも応募できるのか。学校側からの地域への働きかけで人選されているのか。

義務教育課長

この事業は大規模な小学校を対象にしているので、まず、対象となる学校に指示して学校でふさわしい方を見つけてもらう。そして、教育庁に推薦してもらい、面接をしてしっかりと仕事をしてもらうよう依頼している。

渡部信夫委員

大場委員の質問にもあったスクールカウンセラーについてだが、さまざまなカウンセリングを行うことや、配置の状況はわかった。

しかしこれも今年度予算で約4,300万円の減額になっており、さらに来年度予算についても、今年度予算から見れば約2,800万円の減額になっている。さまざまな形でカウンセリングの重要性が叫ばれているが、予算からはどうもフル活用されていないと見てとれる。来年度減額しているのはなぜか。

義務教育課長

先ほど述べたようにスクールカウンセラーは、全ての中学校、高等学校と小学校の一部にも配置しているが、実は全てを県内では賄えない状況があり、震災以降他県の方の協力も得ている。今年度に整理予算で減額している理由の一つとして、県外者を見込んでいたところ県内のカウンセラーで間に合った地域もあった。そういったこともあり、金額がどうしても上下してしまう。

渡部信夫委員

スクールカウンセラーの配置はなかなか難儀であるようだが、そうはいつでも現場では配置が必要に迫られているのでしっかり対応願う。

次に、カウンセラーは不登校や問題行動等いろいろな問題の相談を受けると思うが、カウンセラーでは整理できない相談等もあると思う。これ以上の対応は外部機関に委ねないと困難な状況もままあると思われる。

カウンセラーはどこまでの範疇で相談を受けるのか。また、なかなか問題行動が改善しない場合はどういった仕組みで外部に引き継ぎ等を行うのか。

#### 義務教育課長

カウンセラーは子供たちに直接声をかける仕事であり、そこだけで解決できない問題も確かにある。例えば家庭の問題であったりする。

そこに関しては、実はこの予算でスクールソーシャルワーカーを配置している。県全体で56名配置しており、家庭の問題といった場面ではまさにこのスクールソーシャルワーカーの活躍の場面である。例えばある子供に対してのケース会議をスクールカウンセラー、教員、スクールソーシャルワーカー、それから保健福祉部局の担当者、児童相談所の担当者などを巻き込んで開き、そうした子供にどういった対応をとったらよいかについて話し合いをして、それぞれにふさわしい場所からアプローチをするといった形で不登校等の問題に対応している。

#### 渡部信夫委員

内容は大体把握できた。

ただ、カウンセラーが困難事例に遭遇した場合に、みずからの裁量でそういった外部のソーシャルワーカーにストレートに話を持っていくわけにはいかないと思う。第一義的にはスクールカウンセラーが校長に上申した上で、話を広げて問題解決を図っていくことになると思うが、そういった経過を踏まえるのではないか。

#### 義務教育課長

委員指摘のとおりであり、私の言葉足らずであった。

そこは校長や教頭としっかり情報共有して動くことになる。また、スクールカウンセラーの手に負えない場合にはスーパーバイザーの役割も全体として置いているので、そういった方の協力を得ながら難しいケースにも対応している。

#### 高校教育課長

先ほど委員から指摘のあった予算について述べる。

このスクールカウンセラーの活用事業には幾つか小事業があり、この小事業には生徒指導アドバイザー派遣事業、SNSを活用した子供の心サポート事業がある。この委託料の積算見直しを行った結果、委員から指摘のあった数字の減額となった。また、スクールカウンセラーの配置事業費の補助金の減額による経費削減もあった。

そして、スクールカウンセラーで困難な問題への対応とのことで、小事業で生徒指導アドバイザー派遣事業がある。スクールカウンセラーが相談した内容について深刻な事態、例えばいじめや暴力行為、不登校児童虐待、高校の場合は中退等といった深刻な状況に陥る可能性がある場合、この生徒指導アドバイザーというチームが対応する。これは県が委嘱している学識経験者、児童相談所所員、弁護士、スクールソーシャルワーカー、教員のOBといった方々でチームを結成して、校長からの要望に応じて適切な人材を相談業務に充て、学校のサポート、保護者への対応、生徒への対応を行うものである。こういったものでスクールカウンセラーの相談業務を補完している。

#### 神山悦子委員

先ほどの質問と重なる部分があるが、スクールソーシャルワーカーについて聞く。人数について説明があった。専門家を育てることもこの事業で一緒に行っているとのことだが、この予算でふえているのか。

#### 義務教育課長

スクールソーシャルワーカーについて、来年度は今年度と同じで56名及びスーパーバイザー5名といった体制である。

#### 神山悦子委員

昼のニュースで愛知県でいじめによる飛びおりがあった。いじめ防止対策について先ほども説明があったが、この人数だけでは足りないことははっきりしている。その充実は当然であるがやはり弁護士の役割は大きい。以前、弁護士の報酬引き上げを検討してはどうかと述べた。有識者会議でも最終的には弁護士が取りまとめたり、いじめの実態を調査したりするのは随分時間がかかる。弁護士の報酬の引き上げもここに含まれていくべきだと思うが、どう対応しているのか。

今回の児童虐待では学校の対応の問題も指摘されている。子供が知らせないでほしいと言ったアンケート結果を親に渡してしまった。児童相談所のかかわり方も課題である。いじめや自殺への対応は難しいと思うが、外部の力もかりるにはいろいろな支援や、県の新たな体制も必要だと思う。スクールソーシャルワーカーだけではなく、いじめ防止対策の有識者会議の体制は改善されたのか、また何人で行うのか。

#### 高校教育課長

まず、弁護士の報酬については、教育庁単独ではなく保健福祉部との関係もあるのでそちらと協議を進め、また全国的な報酬についても参考にしていきながら検討していく。

次に、相談体制の件である。先ほど述べたとおり生徒指導アドバイザー派遣事業といった事業があり、ここには23名の委員が配置されている。内訳として教員のOB、OG、臨床心理士、児童相談所の職員、社会福祉士、大学教授などの学識経験者、弁護士4名が所属している。今年度は1月15日の段階でこの生徒指導アドバイザーを36件派遣しており、そのうち3分の2、24件が弁護士の派遣である。さまざまな学校でのトラブル、いじめや保護者との意見の食い違いについて、弁護士から適切なアドバイスを受けて対応している。次年度以降もこのアドバイザーの体制を維持していく。

また、派遣の周知が足りないと感じており、4月以降は新たな学校体制の中で、生徒指導アドバイザーの派遣事業などを十分周知して活用を図っていく。

#### 義務教育課長

今回の千葉県野田市の虐待を受けて、国からも緊急の通知等があった。教育庁としてもしっかりと対応するよう2月15日付で通知を発している。

学校では、担任や養護教諭が子供たちの心身の小さな変化を見逃さず、虐待が疑われる際には関係機関と連携をとりながらちゅうちょなく報告していくことが大事だと思っている。保健福祉部のこども未来局と一緒に作成をしている、児童虐待対応の手引の改訂版を先般各学校に発出しており、教職員の意識を高めていくことにも力を入れている。

責任者である校長の判断は非常に大きいので、新たな取り組みとして、来年度においては各地域で小中高、特別支援学校の校長に対する研修を実施していく。

#### 神山悦子委員

今後とも充実を図ってもらいたい。

次に、教50ページ、議案第107号の工事請負契約の一部変更について聞く。

きのうふたば未来学園の外壁の現地調査でも説明を受けたが、改めて確認したい。この議案は寄宿舍だけの契約だが、外壁も含めて何%不正があったのか。

#### 施設財産室長

不良品が使われている可能性がある外壁材の割合は、宿舍は約20%、体育館は約52%であり、体育館については既に交換している。

#### 神山悦子委員

体育館は52%、寄宿舍は20%が規格外とのことだった。

これもきのうの説明があったが、当然これはJ I S規格でなければならない工事であったと思われる。J I S規格との関係を聞く。

#### 施設財産室長

工事の発注においては部材の仕様を定めている。その際に外壁についてはJ I S規格に沿うものといった仕様としてい

る。今回受注業者が規格に適合するものとして部材を選定し、それを監督員が確認した。そして納入の際には規格に適合している証明書の添付を受けている。

神山悦子委員

添付書類にはそういった不正は見られなかったが、業者から県に強度不足との報告があり、調査したとのことではどうか。

施設財産室長

そのとおりである。

適合品として納入されたものが、後ほど業者から不適合の可能性があるといた報告があったので交換した。

神山悦子委員

工期延長の議案なので仕方がない部分があるが、まさかと思うような事故がある。絶対はあり得ないと思うので、今後このような工事の請負については慎重な精査を検討願う。

この工期延長による学校への具体的な影響を聞く。

県立高校改革室長

学校への影響について、体育館は年度内に竣工できるので4月の開校に間に合う。

新たに建設している寄宿舎は、そこで中学生に対する給食も厨房で調理することを考えていたので、そういった衛生検査等も含めて、6カ月程度竣工や使用開始がおくれる。それまでは現在使用している寄宿舎に加えて、4月から使用可能な新たに建設している寄宿舎の女子棟に生徒を入れて対応する予定である。

紺野長人委員

今回の当初予算を見ると、土木費が1.3倍と突出している。そういった中で教育庁の予算が50億円ほど削減されているとの説明があった。教育庁としてどのくらいの予算要求に対してどのくらいの予算が認められたのか。

そして県債の発行が多く見られ、特に特別支援教育に多い。県債を発行する場合に基準があるのか、それとも基準がなく財政課が差配しているのか。

その中でも気になるのが退職手当債である。この退職手当債は単独会計のような形でずっと積み上がっていくものなのか。それともほかの予算の中に、年度内ではめ込むものなのか。

財務課長

最初にまず予算の減についてである。今回3%の減とのことでは58億円ほどの減となっている。その主な原因はふたば未来学園校舎の工事がほぼ終了することである。この工事に係る金額は備品等も含めて50億円以上であった。また、教職員定数が減少したので、人件費等についても20数億円下がっているのも大きな原因である。

次に、予算に対してどの程度削減されたのかだが、基本的には査定の中身については予算要求のとおり認められている。

そして、特別支援学校関係で記載が多いとのことだったが、先ほどの説明でも幾つか述べたとおり、特別支援学校関係は寄宿舎、視覚支援学校福島校、相馬支援学校といった形でかなりの建設工事がある。県債をどういったものに充てるかとの話があったが、そういった大きな投資的経費があった場合に県債を充てることが多い。

福利課長

退職手当債は平成18年から始まっており、当初27年度で終了する予定だったが、今は退職者数がふえている時期であり今後も増加傾向が続くので、さらに10年間の特例延長が認められた。

積み上がっていくものなのかは、詳細を確認して回答する。

紺野長人委員

10年の延長が認められたとのことだが、私の記憶では勸奨退職にしか認められていなかったと思う。それが定年退職にも認められるようになったのか。

福利課長

その部分も含めて調査し回答する。

佐藤政隆委員

教24、25ページ、議案第50～52号にも関係しているが、今回消費税が上がる関係で利用料が10円上がっている。これによって博物館や美術館ではどのぐらいの収入増になるのか。自然の家もそうだが、美術館や博物館はそれぞれ政策目的があって、県が運営していると思う。そういった中で微々たる額を値上げする必要があるのか。

社会教育課長

これは10月1日からの6カ月分で、美術館は2万円、博物館は6万1,000円であり、自然の家については2万4,000円の増収を見込んでいる。

わずかではないかとの見方もあるが、この増税によって県の支出が全体的にふえることもあり、観覧料等を値上げして少しでも歳入を確保していきたい。

佐藤政隆委員

どうしてこういったことを聞くかと言えば、これは指定管理者である。民間の博物館等であれば当然、収入と支出の見合いがあるが、県の自前の事業であればそこには政策目的が必要と思う。そう考えた場合、収入見合いの部分を消費税相当で引き上げてよいのか。これが政策目的に合致すれば構わないが、引き上げ自体は政策目的には合致しないと思うが、どうか。

社会教育課長

増税による値上げであるが、これはあくまでも法令にのっとっての値上げである。消費税はもともと消費者が負担すべき性格のもので、この値上げは適正と考えている。

なお、美術館、博物館は高校生以下は無料である。この点では教育的な観点で事業を進めているが、一般の入館者が非常に多いこともあり、消費税を上げて正当に支払いを求めようと考えている。

佐藤政隆委員

今回の値上げも政策目的の一つと考えているとのことである。美術館や博物館には企画展、常設展があり、企画展は美術館が約5,100万円、博物館は約1,800万円、常設展ではそれぞれ約2,600万円の計上とのことだが、企画展をしっかりと周知しながら、県民の文化の醸成を図るのが当然必要と思う。

そういった部分にしっかりと対応できているのかを考えながら、値上げを考えなければならないと思うが、どうか。

社会教育課長

企画展と常設展の運営に関する質問であるが、今回の値上げについては、あくまでも常設展の値上げであり、企画展にはかかわりがない。

なお、委員指摘のとおり、人気のあるまたは県民の興味を引く大型企画展の際には入館者がかなりふえる。今年度も博物館において刀展や戊辰150年の展示を行い、美術館においても、ポーラ美術館展等大きな企画展を開催した。我々としては、県民にまず知ってもらうことを考えながら、文化の伝播も当然必要だと思っている。大きな企画展をこまめに入れて県民から理解が得られるよう運営していく。

佐藤政隆委員

せっかくつくった施設なので、県民の文化振興にこれまで以上に有効活用を願う。

次に教10ページ、ふくしま未来の農業者GAP教育実践事業である。本県は農業者のGAP取得日本一を目指して頑張っているが、農業高校でGAPを取得する目的について聞く。

高校教育課長

GAPは国際規格の認証制度であり、これは生産、流通、販売という農業の一連の活動について、認証業者が評価する制度である。

これまでは農業高校というと生産を中心に、生産技術の習得をメインで考え授業を行ってきた。これを生産から流通、そして販売まで生徒に学ばせることで、経営感覚の育成、就農意欲の醸成を図り、本県の農業を担う未来のスペシャリス

トを育成するためこのGAP認証を進めている。

将来的にはオリンピックに本県産の食材を提供するといった大きな視点で、県内の農業高校が取り組んでいる。

佐藤政隆委員

GAPについては、高校で取得する形になると施設の部分の第三者認証が大きいと思う。

教育的な見地からするとGAPの精神をしっかりと教育していくことが大事である。先ほども説明があったが、東京オリンピック・パラリンピックに向けて食材を使ってもらい、そのためには生産現場の製作工程がしっかりと安心・安全な状況であることを証明する必要があり、それがGAPの取得推進につながっている。そうすると、農業高校の3年間でGAPを取得するのがどの程度の教育効果となるか疑問である。

この予算は恐らく第三者認証の費用が主な部分と思うが、GAPの精神を子供たちにどう教育していくのか。

高校教育課長

委員指摘のとおり、外部の第三者機関認証であるので、生産環境や実習をする農場での整理整頓、環境整備が非常に大きく評価される。平たく言うと、きれいなところで衛生的に、生産、管理しているかといった評価がある。学校の施設設備については老朽化しているところもあり、その辺も含めて学校での工夫を推し進めていく。

卒業後就農する生徒だけではなく、さまざまな民間企業や農業以外の職業に就職する生徒についても生産、流通、販売といった一連の過程についての学習をしていく中で、そういった過程についての意識づけが図られていくといった効果も期待している。

さらには教育効果として、他県の先進的な学校との交流なども進めているので、そういった中でのアクティブラーニング、調査、研究、発表といった技術も学んでいく中で、さまざまな進路に対応できる教育につながっていくと考えている。こういった取り組みを進めていく中で、就農者はもちろん、他の産業への就職者にも有意義な効果が上がるのではないかと考えている。

佐藤政隆委員

GAPについてはグローバルGAPも含めて、農業生産の現場で一生懸命に取り組んでいるが、そういった部分について高校生の段階で理解してもらうのはよい。ただ、認証取得だけに注力するのではなく、教育現場としてどうGAPを推進して、どういった教育効果をもたらすのかに支援をシフトしてもらいたい。

斎藤健治委員

教50ページ、工事請負契約の一部変更についてである。

文教担当の委員会としては異例であるが、きのう、ふたば未来学園の現地調査を行った。

工期の変更前はこの建物はいつから使用する予定だったのか。先ほどの説明では延長しても支障がないとのことだが、変更前の終期が3月20日であれば4月から使う予定ではなかったのか。仮設校舎や女子寮を使うからよいなどとの説明だが、何を言っているのか。変更前はいつから使う予定で議案書を出して議会の承認を得たのか。当初の予定について説明願う。

県立高校改革室長

寄宿舎の変更前の仕様では平成31年3月20日竣工予定だったので、その後寮への引っ越し等を完了して、4月1日からは寮に入る生徒が全て新たな寄宿舎を使用する予定であった。

今回外壁材のふぐあいによってやむを得ない対応ということで、生徒に甚だ迷惑をかける形になるが、現在使用している寄宿舎に加え4月から使用可能な女子棟を使って何とか対応していきたい。

斎藤健治委員

今の説明では4月1日から使用可能の予定だったが、先ほどの神山委員に対する説明では使用開始は6カ月ほど延びるとのことだった。議案書では工期の延長は約3カ月である。その後引っ越し作業があるにしても、3カ月の工期延長でどうして利用開始が6カ月延長になるのか。その点をきちんと説明願う。

また、現地でもはっきり述べたが、教育庁が土木部に依頼し、土木部職員4人が現場に常駐している。材料を使用する際に誰がどういったものを持ってくるかわからないなどにはありえない。JIS規格だと言っても、工事担当者は納入業者や製造元に行って、どういった材料であり、その材料で大丈夫なのかについて普通は破壊検査を行う。ところがそれすら行っていないので問題が出ている。それも本来はJIS規格だから絶対安全であるはずなのに中身は違った。破壊検査に立ち会っていればそのようなことは起きない。行わなかったことはもう仕方がないが、結果として張りつけたものを剥がして取りつけ直しをしている。そのようなことで3カ月おくらせてしまう。

きのうはこの寄宿舎だけではなく、本校舎、現在建築中のものも見てきた。そうしたらいろいろな危険箇所について委員から注文があった。プロの設計屋が設計し、また現場を見て施工している中で、危険箇所がわからなかったなどはややこしい問題である。そして真面目な施工をしていない。材料にあきれるほど金をかけている。わかりやすく言えば、一枚のガラス張りになっているものについて、中に仕切りを入れて上下に分けて二枚にすれば特注の一枚ものに比べて金額は半分になる。確かによいものかもしれないが、そういったものをふんだんに使っている。それは教育とは別である。でき上がったものについて言っても仕方がないが、これからつくる場合は設計の段階から相当吟味しなければおかしなものになる。

これから言うことが一番大事である。我々は納入業者あるいは製造元と契約したわけではない。この議案にある共同企業体と契約している。使用可能になるまで6カ月延びているが、納入業者に誤りがあったからよいとはならないし、延長に係る工事については業者が全て行うので、県の新たな負担がないからよいなどとはならない。契約書にしっかりと工事期間が定められており、超過した場合は違約金を払うと定められているはずである。

震災以降はおかしなことが起きていた。護岸工事や沿岸堤防で作業員が足りない、生コン納入がおくれるといった理由でなかなか思うように進まず、工期がどんどんおくれ、金額もかさむのを専決で行ってきた。何十億円の工事でも専決になっていたので、これでは議会は何のためにあるのかわからないとして、去年あたりからそれを改善した。よって必ず議会の議決が必要になる。工事のおくれは特別な事情がない限り本来認められない。今回は特別な事情でない。破壊検査の現場、製造元に行って、この製品に間違いがないかを調べていればこのようなことにはならなかった。そうすると、監督員ばかりではなく元請業者がしっかりした手続をしないために起きたことになる。

私は執行部ではないため元請業者にもものを言えないが、しっかりとした対応をせざるを得ない。かわいそうだといったことや業者と仲がよいから、または元県職員が勤めているからなどと言って甘くするのかわからないが、そのようなことがあったらとんでもない話である。

この事業は使用開始が6カ月おくれるのが事実であるが、今述べたさまざまなことについてきちんと説明願う。

県立高校改革室長

説明が足りずに申しわけなかった。

教50ページのとおり工期の変更は平成31年6月28日までである。

しかし、給食を提供するための厨房等の衛生検査、給食が適正かの検査に1カ月程度かかると聞いている。

したがって、新たな寄宿舎が全て使用可能になるのは夏休み以降になると考えており、先ほどはそういった意味も含めて9月以降の供用開始と説明した。

斎藤健治委員

3月20日に工事が終わって4月1日から供用開始であれば10日である。6月28日から10日であれば7月前半である。それがどうして9月までかかるのか。よくわからない説明をされては困る。工期の変更前は4月1日からできないことをできるように書いていたのか。外壁材が壊れたことでかえって執行部に好都合になったようにも見える。説明が違うのではないか。

県立高校改革室長

変更前の工期は3月20日までだが、給食等の厨房検査にはその後1カ月以上かかる見込みであった。入寮して部屋を使

えるのは4月1日以降の見込みであったが、給食の提供は4月1日からではなく、もともと1カ月以上おくれる形で考えていた。その間、給食が提供できないので、弁当等での対応を検討していた。

変更後の竣工見込みは6月28日であることから、厨房移設から1カ月程度となると夏休みに入るので、給食の提供は9月以降になると考えている。

齋藤健治委員

たまたま夏休み中になるのはともかくとして、変更前は3月20日に工事が完成し、4月1日に供用開始とあるから質問している。これが5、6月から開始であればこのような難しい話にはならない。都合のよいように変えられては困る。なぜなら我々も議決する責任がある。提案は執行部だが議決の責任は最終的には議会が持つ。そのときに中身をよく聞いておかないと平気でこのようなことが起きる。現場が何をしているのかわからなくなってしまう。

今回はたまたま現地を調査したが、商労文教委員会は特別な学校をつくったところで視察などはしない。これは特別な事例である。そして視察調査をしたらおかしなことがたくさんあった。例えば現在使用している仮設寄宿舎は広野町の土地であり県の土地ではない。黙って使っているわけではないので返さなければならない。

当初予定の3月20日からは6カ月おくれることについて調査で確認したからわかった。おくれるのはどうしようもないが、このような不屈きな業者に対してきっちりとした対応を求める。

神山悦子委員

齋藤委員の関連で聞く。寄宿舎の工事変更に伴う影響について、先ほど給食関係の影響について説明があった。確認だが、6月28日の工事終了後に一定期間を過ぎれば入寮は可能なのか。

県立高校改革室長

先ほど述べたように、工事が終了する6月28日以降に新たな寄宿舎に厨房の移設等を行い、衛生検査等を受けて給食が提供可能になってから夏休み等を利用して生徒に引っ越しをしてもらい、新たな寄宿舎を使用する。

ただ、現在使用している寄宿舎に残る生徒もいるので、2つの寄宿舎の併用を考えている。

渡部信夫委員

給食が提供できなくなると、新しい寄宿舎の入寮者に対しては食事が提供できないのか。

県立高校改革室長

新しい寄宿舎において、4月から使用可能な女子棟に入寮する生徒の朝食と夕食は現在使用している寄宿舎の厨房で調理したものを配送する。

渡部信夫委員

大変な運用だと思うが、先ほどの説明だと工期の変更前でも食事提供の時期がずれることを想定していたのか。

県立高校改革室長

もともと厨房に関する衛生検査は1カ月程度要すると聞いていた。

渡部信夫委員

そうすると、入寮してから一定の期間は不便な形での運用を想定していたのか。私が委員になったのは年度途中であるのでよくわからないが、当初はそのような想定で議案として提出をしていたのか。

県立高校改革室長

3月20日竣工予定とのことだったので、それから機器を納入して検査を行い、その後に食事の提供を行うと考えていた。

渡部信夫委員

寄宿舎に入寮して生活を始めるに当たって、食事の提供を確実に与えるように、工事の竣工時期を前倒しするなどのタイムスケジュールをきちんとつくって、議案として上程するのが当然なのではないか。

当初からそのような不便を抱えることを想定した計画自体に無理があると思うが、どうか。

県立高校改革室長



現在使用している寄宿舎にも厨房があり、そこで使用している機器を新たな寄宿舎で活用する。その機器に加え足りない機器を新たに購入して新たな寄宿舎での厨房で調理をする予定であった。厨房機器の移設作業が新たな寄宿舎に必要なことは当初から想定していた。

1カ月間生徒には不便な思いをさせることになるが、そのようなやむを得ない事情を踏まえて給食の提供を考えていた。

渡部信夫委員

入寮希望者が非常に多く、現在使用している仮設寄宿舎についても土地の所有の問題等がある中で、継続して使用していく方針と聞いている。

そうすると仮設寄宿舎と新寄宿舎で厨房設備を併用していかなければならないのではないのか。そういった無駄は発生しないのか。

県立高校改革室長

厨房は9月以降に新たな寄宿舎に設置する。現在使用している寄宿舎には、厨房がなくなるので、新たな寄宿舎で調理したものを運ぶ形になる。

西丸武進委員

この工事について、発注者と受注者の関係は約款ではどうなっているのか。

また、この強度不足の問題は下請業者の納入品に問題があるが、元請業者はそれに対してどう指導したのか。県から元請業者に対してはどのような指導、指摘を行ったのか。

そして供用開始が6カ月延長したことについて、教育庁はどういったてんまつを考えているのか。それに対する再発防止対策はどのようにするのか、県民に対する説明はどうしていくのか。

施設財産室長

工事請負契約の際には工事請負契約約款が定まっており、それに基づいて工事の契約を締結する。委員指摘の約款の該当部分は第42条である。条文では、受注者の責めに帰すべき事由により工期内に工事を完成することができなかった場合においては、発注者は損害金の支払いを請求することができるとされている。

今回の事案がその受注者の責めに帰すべき事由に当たるかであるが、受注者が部材の選定に当たり規格に適用しているかを確認し、受注の際にも、規格に適合している旨の証明書を確認した上で納入されたものである。そういったことを受けて、今回は遅延損害金には該当しないといった整理を土木部とも協議している。

ただ、委員指摘のとおり受注者としての責任は間違いなく生じるので、工期延長に伴い新たに発生または増加する費用については受注者負担とする。

具体的には外壁材張りかえ作業の交換費用はもちろん、これから工事現場以外で新たに発生する費用についても受注者に負担を求める方針で進めている。

また、工事請負契約では受注者が指定を受けた業者に対して適切な指導をすることになっているので、監督員からもしっかり指導を行っている。

県立高校改革室長

保護者及び生徒の説明であるが、県として公表したのが1月8日であったので、中学校入学者選抜を行った1月12日の全体の諸注意の際に、受験生と保護者へ私から今回の外壁材のふぐあいに伴う対応についてのおおびと説明をした。

また、3月3日にビクトリープログラムの対象者、すなわちバドミントン、レスリング入学で4月から広野の寮に入る生徒に対してのオリエンテーションがあったので、その場でも私から寮での対応について改めて説明するとともに、入寮に関する諸注意について担当を通して説明した。

今月末にまた改めて中学生と高校生へのオリエンテーションもあるので、その際にも説明を行う。

施設財産室長

県から受注業者への指導についてである。契約に基づいて各現場の監督員から適正な品質の確保等について指導を行っ

てきた。部材の選定、証明書の確認、納品の際の確認を受注業者、下請業者に対して行ってきた。

次に、再発防止に関してだが、こういった工事の場合には、現場監督は土木部との連携が必要になる。土木部と連携し、受注者や資材納入業者と十分に今後の連絡調整を図りながら、こういったトラブル等についての情報収集をしっかりと進める。そして万が一性能不良などが疑われる場合にあっては、速やかに対応して迅速に工事の是正に努める形で土木部と連携していく。

神山悦子委員

2点質問するが、その前に意見を述べる。

先ほど佐藤委員から消費税増税に伴う条例改正手数料の値上げについて質問があった。県全体として10月1日の消費税10%の増税に伴って全部見直しているが、私は教育庁としての判断もあってしかるべきだと思う。景気動向は1月以降、むしろ悪くなったと最近の見直しで政府も見解を出しており、県民の暮らしや復興の途上であることを考えれば、消費税増税に伴う条例改正は慎重に行うべきである。条例改正は増税が決まってからでも遅くはなく、改正には反対であると述べておく。

教10ページでイノベーション・コースト関連の事業が幾つかある。高校指導費で3、5、7番がこれに当たると思うが、これはそれぞれどういった内容なのか。施設整備なのか、それとも教育の内容なのか。

高校教育課長

まず3番には小事業が3つある。トップリーダーの育成事業、工業人材の育成事業、農業人材の育成事業である。

トップリーダーの育成は浜通りの磐城高校、相馬高校、原町高校の3校の普通高校を対象としている。本県のイノベーション・コースト構想を牽引する人材、本構想に貢献する高い志を持った、将来の研究者や起業家といったトップリーダーを育成するために実施する事業である。

工業人材の育成事業は浜通り地方の工業高校を中心とした事業である。人材不足が復興の妨げとなる側面もあるので、浜通りの産業界の発展のために工業人材育成を図る。平工業高校、勿来工業高校、川俣高校を対象としている。

農業人材の育成事業は、地域の農業の発展に寄与できる実践志向の農業人材を育て、ドローンなども取り入れた先進的な農業、水産業の発展を図る。相馬農業高校、磐城農業高校、いわき海星高校を対象に取り組む。

5番の福島イノベーション人材広域連携事業は中通り、会津地方の学校に浜通りのイノベーション・コースト構想の事業を展開していくために設けている事業である。中通りと会津の農工商の専門学校を指定して、専門高校ならではの高度な人材の育成を進める。

7番の福島イノベーション人材支援事業はイノベーション・コースト構想を展開していく中で、浜通り地域の高校と中通り地域の高校での連絡調整、進捗管理、実務担当者の会議や成果発表など、事務的な処理を行うための事業である。

神山悦子委員

高校でのイノベーション・コースト関連の事業は、先ほど説明があったもので全てか。

高校教育課長

イノベーション・コースト関連の事業はここに載っているもので全てである。

神山悦子委員

今説明があった事業と指定高校について、後で資料をもらいたい。

次に、教29ページの部活動支援員配置促進事業である。これは教員多忙化との関連もあると思うが、新年度は何人配置する予定で、こういった部活についてかなど、事業の中身を聞く。

健康教育課長

新年度の部活動指導員についてである。まず人数については中学校で80名、高校では今年度の20名を来年度35名としている。

どのような部活に配置するのかが、学校によって実情は違うので各学校からの希望に応じて配置できるようにしてい

く。

神山悦子委員

新年度は中学校に80名とのことだが今年度と同じなのか。高校は今年度に比べて何名ふえたのか。

健康教育課長

中学校は今年度の55名から来年度は80名にふえた。

高校は今年度が20名で、来年度は35名である。

神山悦子委員

財源は国からは全く来ないのか。県だけの対応なのか。

健康教育課長

賃金報酬等について、中学校は国、県、市町村が3分の1ずつ負担する。

県立高校は県のみが支出する。

神山悦子委員

これだけふやすことで少しでも多忙化解消になればと思う。これについてぜひいろいろと検証を進めてもらいたい。

次に先ほどの大場委員の質問で、スクール・サポート・スタッフについて触れたが身分についてもう一度確認する。県職員の特別職として採用することだが、非常勤ではないのか。

義務教育課長

スクール・サポート・スタッフは非常勤の特別職である。

神山悦子委員

前にも述べたが、特別支援学校の支援員は市長村が配置している。これも本当は県で配置して特別支援学校の環境整備を図ってほしい。同じようにスクールサポートについて、少し性格が違うかもしれないが両方とも県の職員であってしかるべきと思ったので要望する。

佐藤政隆委員

中学校単位では部活動が成り立たないような状況にある中で、学校から要請を受けてそのまま人員を派遣しているのか、それとも地域の部活動がどういった形であるのかをしっかりと精査した上で派遣しているのか。

健康教育課長

公立の中学校は市町村が雇用主となっているので、各中学校と市町村教育委員会の協議により最終的に種目等を決定する。県では配置の人数等の打診を受けて許可する。

県立高校については、今までも体育協会や競技団体と情報交換を行い、その情報を互いに共有して決めていくといった形で、なるべく学校の希望に沿えるように取り組んできた。

来年度もそうした形で進めていく。

佐藤政隆委員

うまく連携をとるよう願う。

次に、教3ページの部局事業調整経費とは何か。

財務課長

部局事業調整経費は年度当初にあらかじめ用途が定められていない予算を設けているもので、年度途中で生じた財政需要について緊急に対応するための予算として財務課で所管している。

佐藤政隆委員

それは予備費で十分対応可能ではないのか。政策的な予算を削ってこの項目を設けている意味はあるのか。

財務課長

説明不足で申しわけない。

部局事業調整費は各部局にそれぞれ計上しており、今述べたように予備費的な意味合いがあるが、例えば平成30年度ではブロック塀の事故が起きた際にまず緊急の対応が必要とのことで、初動の予算としてこの部局事業調整費を活用してブロック塀の対策に当たった。

部局事業調整費自体に限りがあるのでそれ以上の部分については予備費や補正予算等で対応するが、補正予算まで間に合わない場合に対応する予算である。

佐藤政隆委員

部局調整費とあるので教育庁が他部局と調整する際の予算と思った。今説明があったような予備費的なものであれば、別の形で予算計上をしたほうがよいのではないか。

紺野長人委員

部活動指導員の関係で聞く。今まではボランティアとして高校で指導をした際には雇用契約はないので、万が一の事故があっても責任が限定的だったと思うが、雇用契約を結んで業務として部活動を指導することになると事故やけがに対して一定の責任が発生する。その際に国家賠償法の適用になったとしてもなかなか難しいことになる。加害者保険はあるのか。

健康教育課長

部活動指導員は校長の任命によって部活の顧問にもなれるので、学校教育法施行規則の中に職名が明記されている。その責任については服務監督者や本人にあるとされており、国家賠償法の適用になると考えているが、保険については考えていなかった。

教育総務課長

健康教育課長の答弁に関してだが、子供はスポーツ振興センターに掛金を支払っている。部活動は教育活動の一環なので、そこで子供に起こったけがについてはまずは国賠法によらず、スポーツ振興センターから治療費等が支払われる。部活動指導員に監督された場合でも支払われる制度である。

渡部信夫委員

部活動指導員の件である。今年度予算の執行率が約32%であり、68%が整理予算で減額されている。中学校では今年度の55名を80名にすると1.45倍、高校では20名を35名にすると1.75倍になる。予算執行率は32%にもかかわらず、来年度の予算は相当の伸びを示しているが、人数から見て当初予算は2,467万円と積算できる。議案の予算の根拠を聞く。

健康教育課長

整理予算での審議で説明したとおり、中学校で55名配置する予定で予算化していたが、結果的には8市町村の17名で終わってしまった。今年度は市町村と連携して配置を進めたが、さまざまな事情によってそういった結果になってしまった。我々も市町村も非常に反省している。しかしその8市町村で結果を出してもらったので、今年度部活動指導員を配置できなかった市町村においては、予算の確保等に懸命に取り組んでいるとの情報が入ってきている。来年度については今年度のようなことのないよう今から依頼しており、今後さらに連携を強めていきたい。

なお、県立高校について、今年度は人数の確保はできたが週当たりの勤務時間が不足したので減額になった。今後は可能な限り時間を有効に使えるように指導していきたい。

渡部信夫委員

内容はわかった。ぜひその80名をきちんと配置できるよう努力願う。

次に、再生可能エネルギーについて教育部門での推進事業についてだが、県が再生可能エネルギーに非常に力を入れていく方針にもかかわらず予算額がゼロとなっている。これはどういったことか。

高校教育課長

委員指摘の事業は今年度は計画していない。

教育総務課長

委員指摘の事業の関連であるが、教10ページの高校指導費の3番に福島イノベーション人材育成実践事業という事業がある。

イノベーション・コースト構想においても、再生可能エネルギーについては非常に大きいテーマである。先ほど高校教育課長から説明した幾つかのモデル校において、再生可能エネルギーを見据えた学びを行っている。例えば産総研のFREIAを訪問し、風力発電実践を体験し学びにする等の実践に取り組んでいる。イノベーション・コースト構想を担う人材育成として前の事業をしっかりと引き継いで実践していきたい。

#### 義務教育課長

委員指摘の再生可能エネルギーに関する教育について、小中学校の早い段階からそういった先進技術に関心を持たせることも必要と考えている。具体的には教5ページで未来へはばたけ！イノベーション人材育成事業がある。

これは小中学校において、ロボットやドローンを操作する体験活動、再生可能エネルギーの学習等を行う事業であるが、来年度はモデル校をふやすとともに専門の方から講義を受けるなどの取り組みも考えている。

#### 渡部信夫委員

事業を組みかえて内容を継承していると理解する。

教7ページ、統合型校務支援システム整備事業という新規事業がある。主要事業の説明を見ると教職員の勤怠管理のシステムかと思うが、どういった事業か。

#### 教育総務課長

統合型校務支援システムについて説明する。成績、出欠状況、健康等子供にはさまざまな情報がある。そういったものを今学校現場では教員が学校ごとの様式や手書きなどで整理している。そこへICTの仕組みを導入し、教員が子供の情報をシステムに入力すればデータベースで一元管理され、それが教育庁への報告や通知票等、さまざまな文書をボタン一つで出力できるといった仕組みになる。

こちらは教員の多忙化解消の面で非常に資するものであり、それぞれの子供たちのしっかりとしたカルテができるので教育効果もある。また、今後行われる大学入試改革へも対応していける仕組みだと考えている。

#### 渡部信夫委員

勘違いしていたが、職員の勤務労務管理とは全く違うのか。

#### 教育総務課長

このシステムは勤怠管理も含むシステムになっていくのではないかと考えている。この予算が可決されたら、来年度にこの予算を使って業者を選定及び導入して、2020年度の4月から全ての県立学校でこの仕組みを使えるようにしていくが、その中には勤怠管理の部分も含んでいきたい。

#### 渡部信夫委員

内容がよく見えてこないが、労務管理について現在学校ではいわゆるタイムカードといったものは導入していないように思う。そのハード的なシステムを導入する予定とのことではどうか。

#### 教育総務課長

説明が不十分で申しわけない。

このシステムは子供たちの情報をデータベースで管理していくのがメインであるが、教員が使用しているパソコンでシステムを使用するので、パソコンの電源を入れた段階や消した段階で反応する仕組みとするなどオプションの形に勤怠管理をつけることもあり得る。

#### 矢吹貢一委員長

さきに神山委員から発言のあったイノベーション・コースト教育関係の資料について、執行部に提出を求めることとしてどうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

矢吹貢一委員長

それでは資料を提出願う。

この際、福利課長から発言を求められているのでこれを許す。

福利課長

退職手当債は金額が少ないので今年度の退職手当に充当しており、繰り越しはない。

また、勸奨退職のみではなく他の退職時にも使用する。

矢吹貢一委員長

説明のとおりであるので了承願う。

紺野長人委員

退職手当債が積み重なり、退職手当に関する借金がふえることで、その見直しが必要になるといったことには絶対にならないと見てよいか。

福利課長

退職手当は国の制度に準拠して行っているので、そういったことにはならない。

神山悦子委員

先ほど渡部委員からあった統合型校務システムの関係で聞く。予算と債務負担行為で記載されているが、平成32年度から開始とのことで業者を選定して事業を執行するのか。

教育総務課長

教7ページ、情報教育事業費の3番が、来年度中に整備するための予算、イニシャルコストである。

債務負担行為に記載があるのがランニングコストであり、システムを運営していくための5年契約の費用である。

神山悦子委員

これは過去にはあったのか。

教育総務課長

これまでは総合学科等一部の県立高校で導入していた。このたび規格の標準化を図る目的もあり、中学校、県立学校等の114校の全てについて来年度中に整備を行い、2020年4月からの運用を目指す。

神山悦子委員

その114校の内訳を聞く。

教育総務課長

県立高校が89校、特別支援学校が23校、ふたば未来学園を含めた中学校2校を合わせて114校である。

神山悦子委員

渡部委員指摘のように、子供に関する成績や健康等全てが管理されてしまうが、この委託業者はこれまで契約実績があるのか。情報管理は非常に大事である。一元的にボタン一つでわかるとすれば誰もがその情報を見ることができるのではないか。そのあたりの情報管理はどうするのか。

教育総務課長

このシステムの情報は学校ごとに権限を与えられた教員しか見られない。管理職や担任等、その権限がある範囲内で見ることができない仕組みとなっている。

他の情報セキュリティーの関係とあわせて、管理を強化していきたい。

神山悦子委員

このシステムは子供の学力等について全て県が管理することで学力の向上を図るものなのか。目的を聞く。

教育総務課長

主たる目的は教員の多忙化の解消である。

現在は学校ごとに帳簿やエクセルの様式で管理しており標準化が図られていないので、異動時の苦労やデータになっていないものを書き写したりといった事務的な負担が生じている。また、成績の処理について多忙を感じる膨大な作業だと聞いている。

このシステムが導入された暁にはそういったデータをクラウド上で一元管理することによって、教育委員会への報告や子供たちの内申書や通知表の出力の際に作業が簡単になる。多忙化の解消、事務負担の軽減を図ることができ、子供と向き合う時間の確保に大いに資すると考えている。

神山悦子委員

これは使い方によってはもろ刃の剣になりかねない。管理者からすれば全県立学校生徒の情報が把握でき、システムの構築次第では教員の勤務関係も把握できる。多忙化解消と言いながら管理もできることになれば両面があることになるため、慎重に取り組むべきである。一元管理ではなく、もう少し小さい単位で学校ごとや高校のみを独立させるなど、もう少し分散するのがセキュリティーの関係でも必要と思う。年金機構の問題等、一元的に管理する危険性は今までもあった。子供たちの成績等、情報の扱いについては慎重であるべきだと思うので、引き続きの情報管理の徹底と慎重な運用を求める。

大場秀樹委員

教20ページの図書館費についてである。読書の大切さは今さら言うまでもないが、毎月どのぐらい本を読むかといったアンケートで、ほとんど1冊も読まないと答える子供が小学校から大学生まで多いとの結果が出ている。子供のときから読書を習慣づけるような体験、経験が必要と思う。

そういった関係で学校の図書館司書の活用について聞く。配置状況はどうなっているか。

教育総務課長

県立高等学校における司書の配置状況であるが、標準法に基づいて12クラス以上の学校には正規職員の司書を配置することとなり、配置は完了している。

また、規模に満たない学校に対しても司書資格を有する嘱託職員の配置を着実に進めており、現在のところ約9割の学校に配置している。

義務教育課長

公立小中学校における学校司書の配置についてである。国の調査による平成28年度の4月段階のデータが直近であるが、本県では公立小学校で42.2%、中学校では46.2%である。まだまだ100%には遠いが年々配置は拡充してきている。

また、国で学校図書館整備の5カ年計画を立てており、その中に学校司書配置の地財措置などもされている。そういったものを市町村でも積極的に使ってもらうことなどで、委員指摘の学校図書館の充実や子供たちが本に親しむ機会の充実に図っていきたい。

大場秀樹委員

最近、司書と交流する機会がありいろいろと聞いた。書店員のように本のある場所を案内するだけであれば司書はいらない。司書は本のプロなので、フィクション、ノンフィクションにかかわらず、興味深い本の情報提供や、毎週とは言わないまでもある程度の頻度で司書が本について話す授業があればよい。そういった司書の活用と、司書数の充実に要望する。

紺野長人委員

教8ページに中学校入学検定料とあるが、これはどういった収入か。

財務課長

これは県立中学校の入学検定料であり、この検定料を財源として教職員費に充てている。

紺野長人委員

説明のとおりであれば中高一貫校の入学検定試験の手数料である。

きのうの現地調査で見てきたところ、ふたば未来学園の周りには住宅が多くあった。義務教育であれば近隣に中学校があったら当然そちらに入学する。しかし選抜試験が行われるのであれば、義務教育でありながらその近隣の中学校に入学できないことになると思うが、どうか。

義務教育課長

委員指摘のとおり、公立中学校は市町村で設置しなければいけないが、中高一貫校に関しては、求める児童生徒像を打ち立て、入学志望者に対して学力検査ではなく適性検査を行って入学を許可している。

紺野長人委員

もともと義務教育はそういったことを想定していないので、入学者を選抜することに相当慎重であるべきである。定員がある以上は仕方がないところもあるが、公教育、義務教育にもかかわらず選抜を行い、周辺に居住している子供が入学できないことに対してきちんと論理立てをする必要がある。適性検査でも選抜試験であることには変わりはない。そのあたりの考えを聞く。

県立高校改革室長

委員指摘のとおり義務教育ではあるが、市町村立の中学校ではその市町村在住の子供が対象になるところ、県立中学校は募集の対象が全県となる。さらに中高一貫校なので、中学校から高校にそのまま進学する場合には入学者選抜はない。そういった意図をもって、先ほど義務教育課長が説明したように求めたい生徒像を明らかにして、入学者選抜を行っている。

紺野長人委員

やむを得ないものと受けとめる。

中学校の経費として義務教育費、高校の経費として高校教育費があるが、中高一貫校において共通経費の部分ではどう案分するのか。

財務課長

教12ページ、学校維持管理費の5番目で高等学校維持管理経費が計上されている。ふたば未来学園の高等部と中等部の必要経費はこの予算から充当している。

紺野長人委員

義務教育費は関係なくこの予算で充当するのか。

財務課長

県立中学校に関してはそのとおりである。

西丸武進委員

教23ページ、中間貯蔵施設遺跡発掘調査費として約2億3,000万円が計上されているが、この事業の現状を聞く。

次に、特別支援学校には知的障がい児、肢体不自由児、重症心身障がい児等が在籍していることを考えると、学校現場で医療行為が発生するケースが多々あると思う。医療行為に携わる学校の職員はどういった形で配置されているのか。

そして教27ページ、学校給食において、体格向上のための栄養指導はもちろん、食品衛生関係、アレルギー関係、感染症対策等を考えれば、給食の問題は非常に重要である。それを踏まえて学校関係では現場に直接栄養教諭を配置する流れが進んでいるが、中学校、高校ではどのような配置となっているのか。

文化財課長

中間貯蔵施設の発掘調査についてであるが、今年度の9月補正で本発掘調査を行った。これは双葉町の調査であり、今年度の面積は3,000㎡である。来年度には残りの5,400㎡について発掘調査を行う。

そして、環境省との調整で発掘調査を要する箇所が判明した。その面積は約1万㎡であり、2カ所について本発掘調査を実施する予定である。それ以外については分布調査、試掘調査を行う。その費用が2億3,000万円である。

特別支援教育課長



特別支援学校における医療との連携であるが、教16ページの特別支援学校における医療的ケア実施事業において器材の整備等を計上している。教員については50名程度が医療的ケアの実施教員の研修を受け、基準を満たしていることを証明する研修修了証明書を取得させて、医療ケアが必要な生徒への対応に当たっている。

また、各学校で保護者や保健福祉関係者で構成する医療的ケア実施管理運営協議会があり、そこで救急の対応、災害時の対応やいろいろなケアについて、毎年1、2回協議をしている。

義務教育課長

栄養教諭の配置状況であるが、委員指摘のとおりアレルギーの問題や肥満といった本県の健康課題に対して、幼少期から食生活を整えることは非常に重要である。現在、小中学校に64名の栄養教諭を配置しているが、来年度においては70名に拡充する。

神山悦子委員

ふたば未来学園の中高一貫についてと県立学校の統廃合の関係で聞く。

ふたば未来学園の地域は被災地であるが、高校はそこしかない。中学校は地元の中学校に入る子供もいれば、ふたば未来学園の中等部に入る子供もいる。ふたば未来学園に高等部から入学する子供は改めて入学試験を受けることになるのだろうが、せめて地元の子供たちの優先枠を設ける必要があるのではないか。

県立高校改革室長

併設中学校が開校後も、併設型中高一貫校としてだけでなく双葉郡の8町村と連携型の中高一貫教育校を継続することになっている。高校における入学者選抜においては連携枠の中で定員を設定して、連携型選抜を行うことを考えている。

神山悦子委員

その枠の定員はあるのか。

県立高校改革室長

定員に対する割合については、学校で年度の入学状況等を見ながら設定することとしている。今年度の連携枠は50%であり、80名が定員であったと記憶している。

神山悦子委員

全体の定員は何名か。

県立高校改革室長

学年全体の定員は4クラスで160名である。

神山悦子委員

ふたば未来学園をつくった当初は、その地域が被災地であり高校が必要とのことであったと思う。特色ある教育も大事だが、地域の子供が分散しないようにするといった理念もあったはずである。その理念でいくと地域の希望者が全員入学できなくてはおかしいが、どうか。

県立高校改革室長

連携型であっても選抜なので、入学希望者が全員合格となるわけではない。

神山悦子委員

試験は必要かもしれないが、柔軟な対応や配慮を願う。

次に高校の統廃合についてである。廃校となる学校に対する丁寧な説明を行うとのことである。私の地元の安積高校御館校が募集停止になることについて、県が発表したことで初めて知ったので、関係者が非常に驚いている。

確かに生徒の数が減少しておりいたし方ない部分はあるが、御館校は保育所から高校まで地域のいろいろな活動に取り組んでいる。そうして地域づくりに取り組んできたのに高校がなくなり、小中学校も少なくなっていく。加速度的に義務教育が少なくなっていくように思う。

プランは示されたがこれはあくまでも県の考えであり、まだ決定ではないと受けとめたが、どうか。

県立高校改革室長

昨年5月に策定した今後10年間の県全体の高校の方向性を示す基本計画に基づいて、その前半5年間の実施計画を2月8日に策定、公表した。

今後、本県は生徒の減少が非常に顕著になる中で学級減が必要となるといった厳しい状況にあるので、その地区ごとの生徒減の状況、これまでの各学校の志願動向等を見ながら各学校での取り組み等も考慮し、再編整備の対象校を検討して公表した。

今後、対象校において関係者にきちんと説明を行うとともに意見を聞き、丁寧に理解を求めていく。

神山悦子委員

廃校予定の高校において2019年度の志願者数が多い高校があるが、多い順ではどうなっているのか。先ほどは志願動向との関係で廃校になるとの説明であったが、志願者はいらる。例えばいわき海星高校が一番多く、最終倍率が0.88倍である。志願者数をきちんと見たとき、簡単に廃校や統廃合をしてよいのか。来年度の志願者数を見て、1には満たないが高い学校があると思うので配慮が必要と思うが、どうか。

県立高校改革室長

平成31年度の入学選抜におけるⅡ期選抜の志願倍率についての指摘であるが、いわき海星高校について食品システム学科が1倍を超えているなど、統合対象校で1倍を超えている学科はある。

しかし、先ほど述べたように今後急激に生徒が減っていく状況を考えると、今後の県立高校の再編整備は避けられない状況と考えている。

神山悦子委員

10年間の計画で前期計画が5年間なので、様子を見ながら進めるよう願う。私の手元の資料では、最終倍率が1倍を超えていない学校はいわき海星高校の0.88倍、次に多いのが安達東高校で0.75倍、塙工業高校で0.67倍となっている。そういった経過を見ながら、いきなり統廃合をすべきではないと思う。そのようなことを踏まえて地元に対する丁寧な説明や地元との協議が必要と思うので、よろしく願う。

次に、定時制高校について聞く。新しく夕間部を導入することだが、夜間部はなくなるのか、定時制高校の改革はどうなっているか。

県立高校改革室長

前期実施計画において、県北の福島中央高校と保原高校の定時制の統合を予定している。

以前は昼間に就労して夜に定時制夜間部で勉強する生徒が非常に多かった。近年はアルバイトに従事している生徒はいるが、昼に就労している生徒は減少している。そういった変化も捉えつつ、県北で統合を予定している高校については夕間部を導入する形で生徒のニーズに対応できるのではないかと考えている。

神山悦子委員

夕間部の運用開始予定はいつか。

県立高校改革室長

2022年度を予定している。

神山悦子委員

すぐに夜間部を終了することはできないと思う。終了する際には説明等を徹底する必要があるし、夜間部が本当に不要なのかを見きわめてほしい。

次に、県立高校の大きな改革として進学指導拠点校、進学指導重点校、キャリア指導推進校などを分けることになるが、進学指導拠点校と進学指導重点校の違いは何か。

県立高校改革室長

進学指導拠点校は本県で4校指定する。本県の学習指導や進学指導のリーダー校として、進学面でさまざまな指導を行

う高校とする。

進学指導重点校は、各地区で進学指導における中心的役割を果たす学校であるとともに、生徒の高い志を支援しつつ進路目標を実現する学校としている。

なお、進学指導拠点校でのさまざまな指導のノウハウ等については、進学指導重点校とも共有しながら本県の学習指導等のレベルアップを図っていきたい。

神山悦子委員

ほかにはキャリア指導校、地域協働推進校、職業教育推進校などと分類し、また定時制、通信制の改革を含めると大変な規模である。

進学する高校は中学校の段階で選ぶことになる。自分の中学校、高校時代を思い出してしまうが、親の経済力や自分の将来を考えて進学先を選ぶ。高校を選ぶに当たっては大学進学等を考慮する。親の経済力もいろいろであるし、本当は進学したいがいろいろな事情でできないこともある。つまり中学校の段階でもう選別されてしまう。中学生にそれを決めさせるのは私は非常に心が痛む。

ある方が言っていたが、医科大学を目指すとしても高校まではきちんと基礎学力を身につけ、人間としていろいろなものを理解できる医師になってほしいとのことである。だから今の高校教育が問われている。

イノベーション・コースト構想の人材づくりといった産業界の要請もあるが、高等教育はどうあるべきを前提にして改革するのであればよいと思う。しかし、統廃合とともに子供たちを選別するような改革をするのは非常に大きな転換であり、本県の子供たちに対して本当にこれでよいのか。高校教育に求めるものについて非常にゆがんだものになると思うが、このあたりはどう判断したのか。

県立高校改革室長

本県の県立高校における教育のベースはどの学校も変わりはないと考えている。

しかし、先ほど述べたように今後子供の数が減少していく中で高等学校改革は避けて通れない。改革でいかに各学校の特色を出していくかが重要だと思っており、これまで各学校が果たしてきた地域における役割や取り組みを踏まえて、それぞれに求められる学びのあり方を明確にしていく必要があると考えている。

このため、全ての県立高等学校を6つの学校部分に位置づけた。今後生徒の学びのニーズや進路希望に応じた教育活動を各校で実践することによって、さらに魅力ある学校づくりを進めていきたい。

神山悦子委員

魅力ある、特色あるといった言葉で、子供たちを選別していくことになりかねないと思う。職業高校と進学校、進学校でも格差をつける方法には異論を述べる。この高校教育の改革を進める上でよく地元の県民の意見を聞くよう願う。

斎藤健治委員

ふたば未来学園については私は建設当初から反対したが、既に開校している。

先ほど紺野委員の質問でもあったが、中学校は義務教育である。そして、ふたば未来学園の前には広野小学校がある。その子供が中学生への進学において全員入学できるのであれば問題はない。しかし選抜試験があるのであれば広野小学校の子供が3分の1も入学できないといったことが現実起きる。県立の中学校であるにもかかわらず、目の前にある学校がよい学校だと思っても行けないことになる。これは決めてしまったからやむを得ない。

4クラス160人とのことだが、その160名がそのまま高校生になるのであれば、高校における選抜は行わないのか。

県立高校改革室長

高等学校の1学年の定員が160名であり、中学校の1学年の定員は60名である。

斎藤健治委員

そうであればなおさら問題である。

1学年160名といいながら、100名は中高一貫ではなく高校生から入学するとのことだが、その子供たちは勉強の質が違

う。神山委員は別々の学校について述べていたが、本県は高校生までは職能別の教育を行わず、大体統一した学習内容としている。しかし中高一貫教育となると少し事情が違ってくる。

学法石川高校を視察して学習内容を聞いたことがあるが、中学2年生までに中学生の学習内容を集中的に学習させて修了し、中学3年生では高校生の学習内容を学び始め、高校2年生で高校の学習を修了して、高校3年生では進学のための学習をするとのことであった。そうして優秀な生徒を育てている。

ふたば未来学園の話に戻るが、中学生から在籍している60名についてはそういった学習ができるとして、高校から入学する残りの100名はそうしたことはできない。そのときに教室を分けることになるのか。中学生から在籍している生徒だけが進学専門となるのか。学力の差が非常に大きくなるのではないのか。

この点について、ふたば未来学園ではどういったカリキュラムなのか。

#### 県立高校改革室長

ふたば未来学園における中高一貫教育は先んじて開校した高校で取り組んでいるが、地域や世界を舞台にしてみずから変革し社会を変革していく、変革者を育てていくことを共通の教育目標としている。

そのために中学校からきちんと丁寧な学びを展開していくとのことで、主体的、対話的で深い学びを柱としてグローバルな視点に基づく教育やシチズンシップ教育を柱として展開していくことにしており、高校の先取り教育は想定していない。

中学校から入った生徒と高校からの生徒について、大きく進度の差が生じるという想定でカリキュラムを編成していく予定はないので、クラスについても別々のクラスではなく混在したクラスを想定している。

#### 齋藤健治委員

答弁には責任を持ってもらいたい。私は11月で県議会議員ではなくなるが、県議会議員は全県をマーケットとして県民を客として商売をしているようなものである。

会津学鳳高校でも既に中高一貫教育に取り組んでいるが、中学生からの子供と高校からの子供の格差が随分あるとはつきり聞いている。ふたば未来学園では中学生を受け入れるのはことしからである。格差ができないと言っているが、中学生から寄宿舎に入れて特別教育を施すことになる。12、13歳の子供がそういったことに取り組むのは大変な努力である。

私の孫はことしから大学生だが母親が入学式に出席した。卒業式には両親が出席する世の中である。我々の時代とは違う。そういった世の中であって、中学生からふたば未来学園に入学して鍛えた子供は違う、それだけの覚悟を持って入学していく。しかし先ほどの説明では高校から入学した子供と同じとのことである。今は反論しないで聞いておくと、変なことになるだろうと心配している。

そして、ふたば未来学園の外壁工事についてである。議案については先ほど審議していたが、説明を聞いていて議会がなめられていると思った。何のために質疑をしているのか。

工期は延長せざるを得ないし、このような理由であっても、議案として認めざるを得ないと思う。否決したらとんでもないことになる。議案の審査時に約款について西丸委員から質問があった際に、24条で規定されているといった答弁であったが、ペナルティーをかけることも可能であるのに、土木部と相談の上ペナルティーをかけないなどとは何の話をしているのか。

我々が質疑しているのは、これを通すか通さないかを定めるためであり、どうしてこのような問題になったかである。土木部と教育委員会の担当者は、何のペナルティーも業者にはかけないとしたとのことだが、我々は何のためにきのう現場を視察し、きょう質疑を行っているのか。業者はどうでもよいなどと説明されたらどうすればよいのか。議案を通さなければとんでもないことになるので否決はできない。

土木部はわざわざ給料を払って4人現場に配置していたのに、破壊検査も行わなかった。納入業者に誤りがあったなどと言いつけをしているだけである。

それで6カ月もおくれる。誰が責任をとるのか。業者でなければ執行部が責任をとるのか。切腹でもするのか。議会で

質疑中であるのに、業者にはペナルティーをかけたことにはしたなどと答弁されて承服するわけにはいかない。

#### 政策監

寄宿舎の工期延長についてである。外壁材に不良材が使われたことにより当初の工期に間に合わなかったことについては、委員指摘のとおり受注業者に責任があると考えている。このため不良部材の交換について当然受注業者に費用等を負わせる。そして、これ以外にも今後、今回の工期延長がなければかからなかったであろう費用が出てくる。例えば新しい寄宿舎が工期どおりでき上がれば据えつけることとなっていた備品については今使用している寄宿舎に備えつけるしかなくなり、そうすると新寄宿舎につけかえる費用が生じる。また、生徒によっては一旦今使用している寄宿舎に入って新しい寄宿舎に引っ越すことも考えられる。今回の件がなければ、生じなかった費用を受注業者に負担させることを考えている。

#### 神山悦子委員

福島リビング新聞社が発行している「てとて」の2号に県の学力調査等についての記事があり、教育総務課長の写真入りで掲載されている。掲載の経緯や費用等について聞く。

#### 教育総務課長

委員指摘の掲載誌は、民間企業の発行するフリーペーパーである。

この企業から教育庁に、教育政策、学力調査や家庭教育等についての取材と配布の依頼があり、その協力依頼を受けて可能な限り取材対応した。

また、配布については教育庁が配布する場合は郵送料等が発生するので配布の協力依頼は断り、この会社からそれぞれの学校に直接郵送した。

#### 神山悦子委員

この雑誌で何ページかにわたって教育庁の記事を掲載している。それはあり得ることであり、インタビューに答えてはいけないと述べているわけではない。

この雑誌は民間のフリーペーパーなので、当然ながら予備校、学習塾や建設会社の広告が掲載されている。問題なのは発行者の部分に「協力／福島県教育委員会」と記載されていることである。

この部分を見ると、単にインタビューに協力しているのではなく共同で雑誌を作成しているようにしか見えない。民間事業者の宣伝が掲載されている雑誌に協力者として名を連ねているのは、いくら県の取り組みを知らせるものであっても安易なのではないか。保護者がこの雑誌を読む際に、この広告している業者について県が勧めているように見えてしまうのではないか。

そういったことになるのはおかしいので、疑われるようなことはするべきではないと思うが、どうか。

#### 教育総務課長

繰り返しになるが協力とは取材の協力である。

委員指摘のとおりこの雑誌は各学校に配布されるものである。今回の場合は教育施策を広報したり、保護者に正しく伝えていく意味では期待できる部分があった。そういった効果などを踏まえて今後対応していきたい。

#### 神山悦子委員

県はこの雑誌について市町村教育委員会に通知を送付している。配布の希望があればこの会社に問い合わせしてほしいとのことだが、これは県が指示したことになる。単なる周知とのことだが、県がこのようなことをしてよいのか。公教育をゆがめることになると思う。単なるインタビューにとどまるのならともかく、協力に名前が挙がっているのは本当に情けないし、あるまじき行為だと思うので厳しく指摘する。

今後はこういったことがないようにすべきと思うが、どうか。

#### 教育総務課長

記事の内容や教育効果、教育施策の広報といった観点を踏まえて、その都度個々に判断していきたい。

神山悦子委員

県南地域の高校の柔道部での事件について聞く。当初は高校が報告を上げていなかったとのことで去年にマスコミでも報道された件である。

私は柔道の技はよく知らないが保護者から聞いたところによると、高校1年生になったばかりの生徒が部活で初めて絞めわざを受けて失神したとのことであった。その回数は学校側と保護者で主張が違うが、高校の柔道部の姿を見せるとのこと、いきなり絞めわざを受けたとのことである。本人は失神したが、それを見た同じ部活の同級生は、そのときの苦しそうなうめき声が頭に残って精神的に傷を負い、部活に出席できなくなっている。

柔道のわざや部活のあり方については一定のルールが必要だと思うし、問題が起きたときの対応について保護者から要望を聞くのが必要だと思うが、どうか。

高校教育課長

この件については、当該校の校長は戒告処分、柔道部正顧問の体育教員は減給1カ月、実際に1年生の生徒に絞めわざをかけた外部コーチについては、翌年4月に他校に異動となったが、身を引くとのことで5月末に退職した。

柔道部の指導については全国的にも事故が発生しており、各学校で柔道部のある学校では部活動の顧問がついて非常に慎重かつ丁寧に活動している。この事件を受けてすぐに、全国の柔道の組織でも絞めわざについての注意喚起の通知が発出されている。

事故が明らかになったのが4月であり、インターハイの地区大会、県大会は5、6月に実施されることから、組み合わせ抽せんなどで柔道部の顧問が集まる機会もあるので、そういったところで組織を挙げて体罰の防止と事故の防止について確認している。

さらに、高体連の柔道専門委員長を担っている校長も会議の席で注意を呼びかけ、より慎重な部活動の運営について指導している。現在は保護者からの相談もあるので、要望、質問などに校長が丁寧に対応している。

高校教育課としても校長をサポートしており、保護者からの要望についても直接対応している。今後とも校長、保護者、生徒、それぞれの立場に寄り添った丁寧な支援をしていきたい。

神山悦子委員

学校と保護者の関係はいろいろと大変な部分もあるかと思うので、ぜひ県が間に入って、保護者の理解が得られるようにしてもらいたい。

答弁でも言及があったが、全柔連の都道府県柔道連盟（協会）会長・安全指導委員各位宛てで、委員長から平成30年4月17日に「安全で正しい柔道の普及に向けて～「絞め落とす」「マイッタをしても絞め続ける」等の行為の根絶～」というタイトルで通知が発出されている。改めてこの趣旨を徹底し、部活での事故防止を図り、死亡事故等がないようにしてもらいたい。

義務教育ではあるが、須賀川市の中学生が乱取りの末意識不明となった事故が過去にあり、その生徒はつい先日亡くなった。こういったことがないようにするためには県の指導が必要だと思うし、現場での対応の仕方も含めてきちんと報告があつてしかるべきである。二度と死亡事故等を起こさないため、周知徹底もあわせて願いたい、どうか。

高校教育課長

今指摘があった通知は光南高校での事案を受けて全柔連がすぐに対応した通知である。

きょうは中学校の卒業式、あすは高校の合格発表であり希望を持って高校に入ってくる新入生がたくさんいる。柔道部にもたくさんの部員が入部してくる。中学校では絞めわざは禁止されており、高校では絞めわざは許されていると言ってもやはりまだまだ発達段階でもあるので、4月早々の高体連の顧問会や校長会といった機会を捉えて、柔道部に限らず体罰の根絶や指導の適正なあり方について、指導を続けていきたい。

神山悦子委員

この通知文の3点目として、「世界カデ選手権（17歳以下）では「絞めで落ちたときは次の試合に出られない。」とルー

ルで定められています」と記載されている。

国際的な見解に立って、こういった行為は世界でも危険行為として重大視されていることをきちんと伝えてもらいたい。私は高校でも禁止してよいと思う。この通達は重いので指導を徹底願う。

佐藤政隆委員

先ほども話題に出たが、中高一貫校がなぜ必要なのかを説明願う。

県立高校改革室長

中高一貫校については、幅広い年齢層の交流等を通して豊かな人間性を育むという側面と、6年間を見通した計画的、継続的な教育によって主体的に学習に取り組む生徒を育むことができるとのメリットがあると考えている。

会津学鳳中学校、高等学校でもそういった面で成果を出していると考えている。

佐藤政隆委員

今の答弁では6年間を通してといった説明があった。そういった部分を踏まえて、知事の言葉をかりれば進化した形で中高一貫校をつくることだと思う。どういった意識や発想をもってつくるかが大事だと思う。

県は均衡ある県土や均衡ある教育振興等、均衡あるといった語句をよく使用するが、そのことが負の財産になっていくこともあると思う。今回中高一貫校をつくるのであれば教育庁が一丸となって、日本に例のない中高一貫校をつくるほどの意識を持たなければならない。6年間を見据えると言いながら、途中から高校受験で入ってくる生徒との間に学力の違いが出てくるとの話もあった。きょうはこれ以上突っ込んだ話はしないが、教育庁として中高一貫校のあるべき姿をしっかりと持ってほしい。ただ単に併設校であればよいわけではない。教育庁の答弁を聞いていると郡山市や福島市の学力重点校に併設型をつくれればよいとしか思えない。そうではなく、もう一歩先に進んだ中高一貫校のあり方について、しっかりと我々と議論しながら、本県にはこのような高校があるといったことをしっかりと発信してほしい。ましてや震災から10年が経過しようとしている。

中高一貫校については、これからはいろいろな形で中で議論していきたいのでよろしく願う。教育長に何か考えがあれば答弁願う。

教育長

中高一貫校については、本日も委員会でさまざまな意見をもらった。当初からふたば未来学園についてはいろいろな議論や経過があった。地元である双葉郡の教育界からのいろいろな議論や意見があり、県が中学校をつくることの是非も含めて議論があった。この中学校に入学すれば地元の中学校に行かなくなるとの問題もある。しかし先ほどから室長が述べているとおり、将来に復興を担う人材、世界に羽ばたくような人材を被災地だからこそ輩出したいという強い思いがあって、ふたば未来学園を設置し、中学校も開校する。

中通りにも中高一貫校を設置する方針を表明した。きのうの現地視察で委員からは大分金がかかった立派な学校だとの指摘があったが、中高一貫校としてあいつたものをイメージされてしまうとつらいところがある。そういったイメージでなく、内容を充実させて進めていきたいといった考えから、併設もあり得ると述べている。

本会議でも答弁したとおり中高一貫校もさることながら、連携型の中高一貫教育に各地域で取り組んでいる。双葉郡や南会津で取り組んでいるが、そういった連携型も今回の再編統合を機会に見直して、連携のあり方も考えていく。それらの計画を練る中で中通りの中高一貫校もあわせて具体化していくことを想定している。佐藤委員指摘のとおり、議会の意見も参考にしながらしっかり検討していく。

西山尚利委員

未来を担う教育の重要性を改めて実感している。

そこで大沼理事に聞く。

理事は30数年にわたってずっと教育行政に携わってきた。震災以降は本当に寄り添ってきたのが私の印象である。今は頑張る学校応援プランや県立高校の改革等、未来を担う教育の大転換期に当たっている。

そういった中で、県の教育行政に関しての思いを聞く。

理事兼教育次長（業務担当）

課長時代から通算5年間教育庁で勤務し、その間にさまざまな改革にもかかわった。高校入試改革、今日さまざまな意見をもらった県立高校改革、そして義務教育では新しい学力調査の導入である。これらは全て鈴木教育長のもとでまとめた頑張る学校応援プランに基づくものであり、ここまでの2年間でそのプランを着実に進めてきた。我々の思いは全てそこに凝縮されていると考えている。来年度から後半2年で、さらに頑張る学校応援プランが着実に実行されることで、本県の子供たちや県全体の発展につながると考えている。

坂本竜太郎副委員長

ふたば未来学園はトップランナーであるので、しかるべき対応を強く求める。きのうの現地調査を踏まえた本日のさまざまな意見について、商労文教委員長報告に反映する形で、執行部の確実な取り組みを願う。

矢吹貢一委員長

委員長報告については委員長に一任願う。

## （ 3月14日（木） 労働委員会事務局）

神山悦子委員

委員会運営費の関係で聞く。

局長説明で労働困りごと相談、ワークルール出前講座とあったが、開催の回数などについて来年度はどういった見込みで予算を編成したのか。

次長兼審査調整課長

労働困りごと相談会は、今年度と同様に県内6方で年3回、日曜日に開催する予定である。ワークルール出前講座については今年度の実績を踏まえて20カ所で開催する見込みである。

神山悦子委員

ワークルール出前講座は今年度18カ所で行っているが、来年度もほぼ同様の規模と見てよいか。そして、この出前講座は弁護士等の専門家が出席して講演を行っているのか。

次長兼審査調整課長

ワークルール出前講座は、15名で構成している労働委員会委員を講師としている。基本的には学校等からの要請に基づいて開催している。

神山悦子委員

この出前講座は好評のようである。労働相談はまだまだあり、労働法の改正もあったので出前講座は重要である。この予算が不足することがないようによろしく手当て願う。

個別的労使関係調整事件について、1月に1件あったとのことだが内容を聞く。

労働相談が488件と結構な件数があったが、主なものについて聞く。

次長兼審査調整課長

個別的労使関係の調整で1月に申請があった事件について述べる。これは警備業に従事していた労働者から申請があったものであり、契約期間の途中で解雇されたことから、会社に対して雇用期間満了までの賃金の支払い、有給休暇の取り扱い等に対する精神的損害賠償の請求等を求めたものである。これについてはあっせんを実施し、金銭による解決が図られた。

労働相談については今年度の2月末時点で488件であるが、相談内容として一番多いのはパワハラで、次いで賃金の未払いや退職に関することが項目としては多かった。基本的に相談内容は前年度と比べて大きく変わっていない。



神山悦子委員

不当労働行為審査事件の継続2件とは何か。

次長兼審査調整課長

1つ目は、前年度末に申し立てがあったものである。内容としては、ごみ収集業務に従事している労働者が加入する申立人労働組合が使用者側に対して、団体交渉においては根拠となる資料を提示するように求めるもの、また、団体交渉においては労働者側の納得を得るよう努力するなど誠実に行うことを求めるものである。

2つ目は、今年度6月に申し立てがあったものである。冠婚葬祭業に従事している労働者が加入する申立人労働組合が、雇用契約を締結している子会社及び親会社に対して、先に実施した団体交渉において合意した次の団体交渉が実施されなかったことから速やかに実施することを求めるもの。そして団体交渉に当たって、別途係属中の裁判を理由に交渉を拒否せず、誠実に行うことを求めるものである。

神山悦子委員

先日労働法制の改正があった。私は改悪だと思うが、これによって長時間労働の問題等がいろいろと発生するおそれもあるし、非正規労働者のルール転換についての不当な行為もまだまだ生じてくる。そして4月からの外国人労働者受け入れについてもいろいろな問題が生じかねない。

いろいろな制度もあるので、出前講座などを行うことで紛争に至らないよう、指南役としての役目を果たしてもらいたい。よろしく願う。

西山尚利委員

次長に聞く。

労働関係の事案に真摯に向き合って対応してもらった。

数十年にわたって県に奉職し、より労働環境が向上することを願いながらの退職となるかと思うが、ぜひ労働環境改善への思いを述べてほしい。

次長兼審査調整課長

この立場としては1年間労働行政に携わり、その前の3年間は教育庁の職員として商労文教委員会で世話になった。これまで労働行政とのかかわりは公務員の中での労働関係しかなかったが、今年度初めてこの立場となり、電話相談で488件とこれまで最も多い相談件数となっている。それぞれ担当した職員から報告をもらうが、本当にいろいろな相談がある。基本的に、労働に関する関係法令をきちんと双方が理解していないことが問題の発端になっていると思う。

また、パワハラなどについては人間関係の問題であるが、そういったさまざまな問題に対して、行政がどう対応すべきなのが常に我々が背負っている課題だと考えている。

委員からも指摘があったが、幅広い課題があるので、基本的には関係部局と連携しながらしっかりと対応していかなければならない。家庭生活の上に地域の生活が成り立っているので、社会全体がよくなるように、まずは生活の基盤である労働の問題をしっかりと押さえていかなければならないと考えている。

私自身は微力で何もできなかったが、これから労働委員会事務局でしっかりと対応していきたい。

紺野長人委員

ワークルール出前講座についてその内容を共有化する必要があると思うので、参加者に説明する資料を後ほど提供願う。

委員長の手元で処理願う。

矢吹貢一委員長

資料の提出は可能か。

次長兼審査調整課長

可能である。

矢吹貢一委員長

それでは資料の提出を求めることとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

矢吹貢一委員長

それでは資料を提出願う。

## ( 3月14日(木) 企業局)

神山悦子委員

企業16ページ、議案第60号についてである。

まず、消費税絡みの値上げをするべきではないと述べておく。

量水器についてベンチュリー型を削除することだが、詳しく説明願う。

工業用水道課長

量水器は技術革新によって安定性の高い電磁型や超音波型が一般的となっている。以前はベンチュリー型を使用してきたが、現在は使用しておらず今後も使用する見込みがないため、文言を削除する。

神山悦子委員

量水器は新しい形式に変えるのか、文言の削除のみでよいのか。

工業用水道課長

現在県内において、ベンチュリー型は使用していない。

佐藤政隆委員

企業10ページ、福島県地域開発事業会計である。

土地売却収益として白河複合型拠点で約2,700万円となっているが、この金額の根拠と見通しを聞く。

経営・販売課長

白河複合型拠点の2,712万4,000円については、新白河ビジネスパークの分譲を予定した収入として計上した。

この区画については既に立地している企業と立地協定を締結しており、来年度分譲契約の締結が確実に見込まれるので、ここに収入として計上した。

佐藤政隆委員

白河複合型拠点の工業団地等について、残りの区画の規模と今後の販売見通しを聞く。

経営・販売課長

まず、工業用地であるが、C工区、B工区は造成済みであり完売している。A工区はオーダーメイド型工業団地として地元白河市と一体となって現在企業誘致活動を進めている。企業が見つければ、その採算性を十分慎重に検討した上で造成に移行したいと考えている。

住宅団地は206区画ほど整備しているが、これは既に完売している。

業務用地としては先ほど説明したビジネスパークがある。現在は分譲率が81.3%で残りが1.7haほどであるが、これについては来年度約0.2ha、1,800㎡ほどの契約を見込んでいる。残りの区画についても現在進出している企業のグループ企業から話があり、早期の契約締結に向けて誘致活動に取り組んでいる。

斎藤健治委員

佐藤委員が質問したことと全く同じ内容だが、白河複合型拠点のA工区は造成して売却すると赤字になる。いかにも財産があるように説明しているが、山を平らにして売却すると言っても、現場を見ると3分の1ほどは使用不可能である。

企業10ページに一般会計からの繰り入れとして13億3,000万円が記載されている。これは赤字であるので繰り入れを行

う。この一般会計の繰り入れでの返済計画をきちんと予算の説明時に言及しなければ、売れば売れば利益が上がるなどといったとんでもない勘違いをしてしまう。

予算の繰り入れについてきちんと説明願う。

経営・販売課長

企業10ページに記載のとおり、一般会計から13億3,000万円を繰り入れる形で、今年度から予算が承認されている。これは地域開発事業の企業債の償還財源という形で承認されており、来年度についても予算書に記載のとおり同額の繰り入れを計上している。

その後についてだが、企業債の償還が必要となる平成36年度までの6年間にわたり繰り入れをする予定である。今後の分譲状況によりまだまだ流動的な面はあるが、現時点においては一般会計の繰入金金の総額は約90億円を見込んでいる。

引き続き未分譲地の早期分譲に努めながら、可能な限りの繰上償還をして繰入金金の減額を図っていきたい。

斎藤健治委員

説明は了解した。

バブルの絶頂期に購入した物件は価格が約3分の1になっているものもある。

会津地方からは工業団地等を県で造成してもらえないかといった要望があるようだが、企業局では造成はやらないこととなった。市町村で造成して県が協力する形のほうがよい。市町村と県で重ねて取り組む必要はないと思う。

今後、造成に取り組まない方針となっているからよいが、それをはっきりと打ち出した上で負債をなくさなければならぬ。6年間かかって13億円ずつ支払うが、説明のとおり幾らかでも少なくしていかなければならぬ。

そういったことも考えてA工区を早く処理しなければならないが、売却に当たってなかなか難しい点もある。何もしないほうが費用がかからない場合もある。方針転換も考慮する必要があるのではないか。現在太陽光発電は利益が上がらないが、福島空港の公園が太陽光発電用地になった例もある。A工区の売却について購入者が自前で造成すればよいが、県で造成して売却することについては相当考慮していかないと、赤字がふえるだけではないか。

赤字解消の方法について、よく検討願う。

神山悦子委員

1年前に一般会計からの繰入金を地域開発事業に繰り入れることになった。13億3,000万円ずつの繰り入れであり、今の説明では平成36年度までで約90億円とのことだが、去年の時点では約93億円とのことだった。100億円近い資金を投入して赤字を解消することになったのは本当に問題だと思うが、現在はそういった方針で進んでいる。来年度は2年目になるが、そのあり方について聞く。

それとの関係があるかわからないが、企業15ページに土地の売却面積が記載されており、金額的には企業11ページに記載されているとのことによいか。

そして売却前に要した費用があると思うが、白河複合型拠点といわき四倉中核工業団地についてそれぞれ聞く。

経営・販売課長

企業15ページには重要な資産の処分について記載されており、白河複合型拠点といわき四倉中核工業団地について処分の対象面積を説明した。これは来年度分譲を見込んでいる工業団地の面積である。

この面積が売却になれば、企業10ページに記載の土地売却収益の金額となる。計算によれば白河複合型拠点は2,712万4,000円であり、いわき四倉中核工業団地は3億8,025万9,000円である。これが企業から契約代金として得られる金額となる。

また、企業11ページには土地売却原価が記載されている。これが現在の土地の帳簿上の価格であり、この金額が原価として費用に算入される。白河複合型拠点では2,030万2,000円、いわき四倉中核工業団地では3億2,867万8,000円である。

単純に土地売却収益全体の4億7,000万円から土地売却原価の3億4,800万円を引くと、来年度この予定どおり分譲が

なされれば売却益として約5,800万円の粗利が出る。

神山悦子委員

この関係だけでは利益が出るようだが、A工区の話とは別だと思う。A工区は今後どうするのか。

経営・販売課長

先ほど説明したようにA工区については地元白河市と企業誘致活動を進めているが、現在のところ来年度に分譲が見込めないで、収益的収入及び支出にはA工区は入っていない。

ただ、先ほど述べたとおり採算性を十二分に確認しながら、地元白河市と連携をとって誘致活動を進めていきたい。

紺野長人委員

企業債の償還に関しては、一般会計からの計画的な繰り入れによる償還が既に議決されているが、企業6ページ、財源説明に企業債14億7,000万円程度と記載されている。償還する分とは別に新たに企業債を発行するのか。

経営・販売課長

企業6ページは工業用水の資本的支出の説明である。来年度、工業用水としてのいろいろな施設、管路のつけかえ等の改良工事として15億8,200万円を見込んでおり、その財源として企業債を14億6,800万円借用することになる。工業用水の施設整備に係る財源としての企業債の借り入れである。

紺野長人委員

地域開発事業は収支について一定のめどが立っている。工業用水は新たな借金があるが、収支については十分めどが立っているとのことでよいか。

経営・販売課長

工業用水道事業会計についてはある程度の利益が出ている。平成29年度の決算の数字では1億4,000万円ほどの利益が出ていると思うが、利益が生じた分は内部に残る。また、支出では減価償却費等を計上しているが、これらは実際会計から外に出ることはなく中に残る。

これらの利益や減価償却費等が積み上がったものを内部留保金と呼称しており、内部留保金で資本的収支の差額、具体的には企業債元金の支払いに充当していく形である。利益が出ていれば十分な内部留保金が確保されるので、企業債の償還も回っていくと考えている。

紺野長人委員

減価償却費が内部で積み上がっているので、給水管の老朽化等への対応として十分に収支が合うのか。

経営・販売課長

大規模な改修、改良があった際に、その年度については必要な企業債を借用する。その償還財源として、減価償却費等の内部で留保されているものを将来の元金の支払いに充てていく。

佐藤政隆委員

工業団地の造成を県で行う場合、企業の立地があれば市町村は固定資産税の部分で受益がある。

過去の話であるが、本宮市は大規模な工業団地を造成したので財政が厳しくなった。今回県では90億円も負担するが、例えば県が造成すれば本宮市として負担しなくてよいことになる。

先ほども今後の市町村の工業団地の造成については県はかかわらないと聞いたが、もう一度確認したい。

経営・販売課長

地域開発事業として県営工業団地の造成、分譲を進めてきたが、平成30年3月に副知事を部会長とする企業局事業見直し部会において、今年度から5カ年を対象とする企業局事業見直し実行計画が策定された。

その中で地域開発事業については、復興・創生期間の終了時期をめどに事業を廃止する方向で具体的な検討を進めると決定されているので、企業局としてはそれに向けて各部局との協議を進めている。

神山悦子委員

地域開発事業の工業団地について、ビジネスパークやいわき四倉中核工業団地第2期分の全体面積と現状での分譲済みの面積、立地企業、今後の見通しについて整理した資料の提出を求める。

経営・販売課長

現時点のもので整理し、事務局を通して提出する。

矢吹貢一委員長

それでは資料の提出を求めることとしてよいか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

矢吹貢一委員長

それでは資料を提出願う。